
平成 2 9 年 第2回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成 2 9 年 6 月 20 日

開会 平成 2 9 年 6 月 21 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（6月20日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 行 政 報 告	2
○日程第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について	4
○日程第 5 報告第 2号 平成28年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	5
○日程第 6 報告第 3号 法人の経営状況の報告について	6
○日程第 7 報告第 4号 委員会所管事務調査報告について	8
○日程第 8 町の一般行政について質問	13
12番 中 瀬 実 君	13
1 農地中間管理機構について	
2 富良野地方アグリパートナー協議会事業について	
11番 米 沢 義 英 君	20
1 職員管理について	
2 予約型乗合タクシーの充実について	
3 保育料の負担軽減対策について	
4 子どもの貧困対策について	
5 第6次総合計画について	
13番 村 上 和 子 君	29
1 定住移住対策の取り組みについて	
2 コミュニティスクール導入の取り組みについて	
○散 会 宣 告	34

目 次

第 2 号 (6月21日)

○議 事 日 程	37
○出 席 議 員	37
○欠 席 議 員	37
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	37
○議会事務局出席職員	38
○開 議 宣 告	39
○諸 般 の 報 告	39
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	39
○日程第 2 議案第 1号 平成29年度上富良野町一般会計補正予算 (第2号)	39
○日程第 3 議案第 2号 平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	41
○日程第 4 議案第 3号 平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	42
○日程第 5 議案第 4号 平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第1号)	42
○日程第 6 議案第 5号 平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第2号)	44
○日程第 7 議案第 6号 平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)	45
○日程第 8 議案第 7号 平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	46
○日程第 9 議案第 8号 平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第1号)	46
○日程第10 議案第 9号 上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	47
○日程第11 議案第10号 上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例	51
○日程第12 議案第11号 上富良野町印鑑条例等の一部を改正する	51
○日程第13 議案第12号 上富良野町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例	53
○日程第14 議案第13号 上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定の締結について	55
○日程第15 議案第14号 農業委員会委員の任命について	56
○日程第16 議案第15号 農業委員会委員の任命について	56
○日程第17 議案第16号 農業委員会委員の任命について	56
○日程第18 議案第17号 農業委員会委員の任命について	56
○日程第19 議案第18号 農業委員会委員の任命について	56
○日程第20 議案第19号 農業委員会委員の任命について	56
○日程第21 議案第20号 農業委員会委員の任命について	56
○日程第22 議案第21号 農業委員会委員の任命について	56
○日程第23 議案第22号 農業委員会委員の任命について	56
○日程第24 議案第23号 農業委員会委員の任命について	56
○日程第25 議案第24号 農業委員会委員の任命について	56
○日程第26 議案第25号 農業委員会委員の任命について	56
○日程第27 議案第26号 農業委員会委員の任命について	56
○日程第28 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	62
○日程第29 発議案第1号 議員派遣について	62
○日程第30 閉会中の継続調査申し出について	63

第 2 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）	6月21日	原 案 可 決
2	平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6月21日	原 案 可 決
3	平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月21日	原 案 可 決
4	平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月21日	原 案 可 決
5	平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）	6月21日	原 案 可 決
6	平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月21日	原 案 可 決
7	平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月21日	原 案 可 決
8	平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）	6月21日	原 案 可 決
9	上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	6月21日	総務産建常任委員会 付 託
10	上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例	6月21日	原 案 可 決
11	上富良野町印鑑条例等の一部を改正する条例	6月21日	原 案 可 決
12	上富良野町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例	6月21日	原 案 可 決
13	上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定の締結について	6月21日	原 案 可 決
14	農業委員会委員の任命について	6月21日	同 意 可 決
15	農業委員会委員の任命について	6月21日	同 意 可 決
16	農業委員会委員の任命について	6月21日	同 意 可 決
17	農業委員会委員の任命について	6月21日	同 意 可 決
18	農業委員会委員の任命について	6月21日	同 意 可 決
19	農業委員会委員の任命について	6月21日	同 意 可 決
20	農業委員会委員の任命について	6月21日	同 意 可 決
21	農業委員会委員の任命について	6月21日	同 意 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2 2	農業委員会委員の任命について	6月21日	同 意 可 決
2 3	農業委員会委員の任命について	6月21日	同 意 可 決
2 4	農業委員会委員の任命について	6月21日	同 意 可 決
2 5	農業委員会委員の任命について	6月21日	同 意 可 決
2 6	農業委員会委員の任命について	6月21日	同 意 可 決
	行 政 報 告	6月20日	
	町の一般行政について質問	6月20日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	6月20日	報 告
2	平成28年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月20日	報 告
3	法人の経営状況の報告について	6月20日	報 告
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦について	6月21日	適 任
	発 議		
1	議員派遣について	6月21日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	6月21日	原 案 可 決

平成29年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成29年6月20日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について 6月20日～21日 2日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 米田 末範 君
第 5 報告第 2号 平成28年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 6 報告第 3号 法人の経営状況の報告について
第 7 報告第 4号 委員会所管事務調査報告について
第 8 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 中澤 良隆 君 | 2番 | 岡本 康裕 君 |
| 3番 | 佐川 典子 君 | 4番 | 長谷川 徳行 君 |
| 5番 | 今村 辰義 君 | 6番 | 金子 益三 君 |
| 7番 | 北條 隆男 君 | 8番 | 竹山 正一 君 |
| 9番 | 荒生 博一 君 | 10番 | 高松 克年 君 |
| 11番 | 米沢 義英 君 | 12番 | 中瀬 実 君 |
| 13番 | 村上 和子 君 | 14番 | 西村 昭教 君 |
-

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|------------|---------|----------|---------|
| 町 長 | 向山 富夫 君 | 副 町 長 | 田中 利幸 君 |
| 教 育 長 | 服部 久和 君 | 代表監査委員 | 米田 末範 君 |
| 農業委員会会長 | 青地 修 君 | 会計管理者 | 藤田 敏明 君 |
| 総務課長 | 宮下 正美 君 | 企画商工観光課長 | 石田 昭彦 君 |
| 町民生活課長 | 鈴木 真弓 君 | 保健福祉課長 | 北川 徳幸 君 |
| 農業振興課長 | 辻 剛 君 | 建設水道課長 | 佐藤 清 君 |
| 農業委員会事務局長 | 北越 克彦 君 | 教育振興課長 | 北川 和宏 君 |
| ラベンダーハイツ所長 | 大石 輝男 君 | 町立病院事務長 | 山川 護 君 |
-

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 林 敬永 君 | 次 長 | 岩崎 昌治 君 |
| 主 事 | 菅原 千晶 君 | | |

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成29年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

本定例会は、6月16日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

また、本定例会の運営について、議会運営委員長から5月26日及び6月15日に議会運営委員会を開き、会期及び日程等並びに今期定例会までに受理しました1件の陳情要望の取り扱いの結果報告がございました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案26件及び報告案件4件でございます。議案第14号から第26号までの農業委員会委員の任命について、また、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、あす議案の配付をいたしますので御了承願います。

監査委員から、監査・例月現金出納検査結果報告書の提出がございました。

町長から、本定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出があり、その資料として、行政報告とともに、平成29年度建設工事発注状況を配付してございますので、御参考に願います。

町の一般行政につきましては、中瀬実議員外2名の議員から一般質問の通告があり、その要旨は本日配付したとおりでございます。先例により、質問の順序は通告を受理した順となっております。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載してございます。

最後に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として配付のとおりでございます。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 中 澤 良 隆 君

2番 岡 本 康 裕 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの2日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ第2回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、去る3月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

はじめに、本年度4月からの執行体制についてありますが、職員数については、昨年度中の定年退職者など8名の欠員に対して、看護師1名、社会福祉士1名、保健師1名、一般事務職3名の採用を行い、183名による執行体制とし、さらに再任用職員として4名の採用を行ったところであります。

また、組織機構については、産業振興課を廃止し、農業振興部門を担う農業振興課として、農業委員会とともに、ふらの農業協同組合上富良野支所へ移転し、農業窓口のワンストップ化を図るなど、農業施策の推進体制を強化したところであります。さらに、企画振興部門・広域行政部門・商工観光部門を統合した企画商工観光課を設置し、第6次総合計画策定に向けた取り組みをはじめ、十勝岳ジオパー

ク認定やふるさと応援寄附モニター事業など、地域連携や産業連携を図るための組織再編を行ったところでもあります。

今後も、協働のまちづくりを進めるために、必要な組織体制の見直しを加えながら体制の強化を図り、業務の円滑な推進に取り組んでまいります。

次に、国の栄典関係についてであります。4月29日付けの発令による危険業務従事者叙勲においては、防衛功勞として1名が瑞宝双光章、4名の方が瑞宝単光章を受賞されたところであり、受賞者のこれまでの御功績に心から敬意を表するものであります。

次に、4月18日の強風による被害状況についてであります。発達した低気圧の影響により、道内各地で大きな被害が生じ、当町におきましても、東中地区を中心に、春の耕作に向け準備されていたビニールハウス等に多数の被害が発生したところであります。

町有施設につきましては、東中教職員住宅のほか2施設において屋根が損傷したことから応急対応を行い、その後早急な修復に対応するため、4月28日に関係予算を専決処分させていただき、先般の町議会第4回臨時会において御承認いただいたところであります。

次に、自衛隊関係についてであります。3月27日に第120特科大隊が廃止となり、同日第14施設群が新編され、同月29日には上富良野駐屯地において、第14施設群群旗授与式が執り行われたところであります。

基地対策関係については、6月6日から8日にかけて上富良野町基地対策協議会により「防衛施設周辺整備対策要望」を、防衛省をはじめ関係機関及び北海道選出国會議員に対して行ってまいりました。

記念行事関係では、6月18日の第2師団及び旭川駐屯地創立記念行事へ参加したところであります。

次に、第6次総合計画策定についてであります。庁内に「上富良野町総合計画策定委員会」を設置するとともに、策定委員会の補助組織として「プロジェクト会議」を設置し、具体の作業を開始したところであります。

また、計画策定支援業務事業者については、3社から企画提案書の提出があり、審査会を経て、「株式会社ぎょうせい北海道支社」に決定いたしました。

今後、町民アンケートをはじめ、町内のさまざまな団体を対象に焦点を絞った各種団体意向調査などを通じ、多くの町民の皆様に参画いただき、計画策

定に取り組んでまいります。

次に、ふるさと納税制度を活用したふるさと応援寄附モニター事業についてであります。ふるさと応援寄附の受付から、モニター商品の発送など関連する業務を一括して、「株式会社さとふる」と委託契約を締結することとしております。

また、モニター商品の協力事業者については、応募いただいた14事業者について、産業賑わい協議会での協議を経て、契約を締結する明日からインターネットによる受付サイトが開設され、準備が整ったことから情報掲載される運びになっております。

今後、事業の円滑な運営を図り、地域経済の振興発展につながるよう努めてまいります。

次に、十勝岳ジオパーク構想の認定申請についてであります。4月17日付けで「日本ジオパークネットワーク正会員加盟申請書」を提出し、5月21日、幕張メッセで開催された「新規日本ジオパーク認定プレゼンテーション」に臨み、当地域における十勝岳火山群を中心とした貴重な地形・地質遺産とあわせて、火山災害からの復興の歴史と防災・減災のまちづくり活動などについて思いや取り組みについて述べてきたところであります。

同日、日本ジオパーク委員会から、現地審査を実施する地域として決定をいただいたことから、夏の現地審査に向け、なお一層の活動推進と準備に努めてまいります。

次に、臨時福祉給付金についてであります。5月22日に申請受付を終了し、申請辞退や居所不明などにより申請のなかった方を除き、支給対象1,546件に対し1,515件、2,979万円を支給したところであります。

次に、町税等の徴収状況についてであります。例年どおり、夜間納税相談窓口の開設や滞納者に対する督促・差押え等を行い、徴収に努めてまいりました。

これらにより、平成28年度の収納率は、滞納繰越分も含め、町税で0.2%、国保税で1.0%向上したところであり、滞納繰越金は、前年対比で、町税166万6,000円、国保税334万円減少し、町税で433万7,000円、国保税で525万2,000円となっております。

今後も納期内納税の啓発と収納率の向上に努めてまいります。

次に、農作物の生育状況についてであります。さきに御報告したとおり4月18日に発生した強風により、ビニールハウスや格納庫など、多くの営農施設に被害が及んだところであります。

被害に遭ったビニールハウスのうち、メロンやタ

マネギなど、既に定植を終えたもの、また、水稲についても籾播きを終えたものもありましたが、その後の農業者の御努力と各農業関係機関の迅速な対応により、被害の影響は最小限にとどまったのではないかと感じております。

その後におきましては、寒暖の差が大きかったものの、播種・移植など、おおむねの作業が順調に推移し、作物の生育につきましても平年並みに進んでいるところであります。

引き続き、生育状況を注視しつつ、農業関係機関相互の連絡をより密にし、農業者の皆様とともに豊穡の秋が迎えられるよう努めてまいります。

次に、建設産業安全大会についてであります。建設工事の繁忙期を迎えるに当たって、4月27日に建設業協会と商工会工業部会の共催により、建設事業従事者約150名が集い開催されました。

大会では、交通事故や労働災害の防止を参加者全員で確認し、無事故を誓ったところであります。

次に、道路整備及び治水砂防関係についてであります。4月18日に、北海道道路促進協会、北海道治水砂防海岸事業促進同盟及び北海道防災協会の通常総会に、また5月11日、25日には全国治水砂防協会の理事会と通常総会にそれぞれ出席し、道路、砂防両事業の拡充及び促進を図るための活動を行ったところであります。

次に、上富良野高校の入学状況についてであります。今春の新入学生数は、地元の中学卒業生23名を含む31名となり、全校生徒数は84名となったところであります。

今後においても、地域の皆様の御理解と御協力をいただき、魅力ある学校づくりへの支援と地元高校の存続に努めてまいります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。本年度、入札執行した建設工事は、6月16日現在、件数で19件、事業費総額で5億3,024万8,000円となっております。また、本年度、発注予定の建設工事は39件で、その情報については4月1日付けで公表したところであります。

なお、お手元に「平成29年度建設工事発注状況」を配付いたしましたので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 監査及び例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を御報告いたします。

定期監査の概要ですが、町立病院貯蔵品検査について、平成29年4月19日に病院の棚卸しを監査の対象として、平成28年度末に係る貯蔵品調査等関係諸帳簿を検閲するとともに、貯蔵品の実地検査を行いました。

検査の結果、棚卸しはおおむね適正に執行されていると認められました。

次に、2ページをお開きください。

車両検査について、平成29年6月2日に公用車両の整備及び管理状況を監査の対象として、公用車両77台中74台、車両の実地検査を行いました。出張による公務等により、当日検査できなかった車両3台については、6月6日に検査を行いました。

検査の結果、公用車両の整備及び管理の状況はおおむね良好であると認められました。

次に、3ページから15ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

平成28年度2月分から4月分及び平成29年度4月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、平成28年度分を16ページに、平成29年度分を17ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果の報告を終わります。

ます。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号平成28年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました報告第2号平成28年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、その概要を御説明申し上げます。

それでは、裏面の繰越明許費繰越計算書をごらん願います。

まず、1行目の個人番号カード交付事業につきましては、既に交付決定されたうち、所要額について翌年度に繰り越すよう国より指示がありましたことから、3月定例会において繰越明許費の議決をいただいたところであります。平成28年度の決算期を迎え、限度額を設定した87万円を平成29年度会計へ繰り越したものであります。

次に、2行目の証明書コンビニ交付構築事業、4行目の保健福祉総合センター外壁改修事業、5行目の緊急通報システムセンター装置更新事業及び14行目の上富良野中学校講堂消防用設備改修事業については、各事業の早期完了を図るため3月定例会において追加の補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。平成28年度の決算期を迎え、証明書コンビニ交付構築事業につきましては、限度額を設定した3,250万円を、保健福祉総合センター外壁改修事業、緊急通報システムセンター装置更新事業及び上富良野中学校講堂消防用設備改修事業については、当該3事業の契約額の総額1,345万8,000円を平成29年度会計へ繰り越したものであります。

次に、3行目の臨時福祉給付金給付事業については、国の平成28年度補正予算第3号により、低所得者の高齢者を対象とした新たな臨時福祉給付金事業として、12行目の町営住宅建設事業については、国の補正予算に伴い、泉町南団地3号棟の本体工事に着手するため、13行目の上富良野中学校整備事業については、国の補正予算に伴い、中断しておりました上富良野中学校整備事業2期工事に着手するため、それぞれ12月定例会において主要の補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。このうち、町営住宅建設事業及び上富良野中学校整備事業に係る分については、議決をいただいた以降におきまして、公共建築工事の積算基準が改定されましたことから、2月24日開催の臨時議会において、所要額及び繰越明許額の補正議決をいた

だいたところであります。平成28年度の決算期を迎え、臨時福祉給付金給付事業については、4月1日以降申請分の支給に要する930万1,000円を、町営住宅建設事業及び上富良野中学校整備事業については、限度額を設定した当該2事業の総額7億6,452万8,000円を平成29年度会計に繰り越したものであります。

次に、6行目の演習場周辺農業用施設設置事業については、民生安定事業の年度間調整により3月定例会において所要の補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。平成28年度の決算期を迎え、限度額を設定した4,203万4,000円を平成29年度会計へ繰り越したものであります。

次に、7行目の島津第2地区水利施設保全合理化事業及び8行目の経営体育成基盤整備事業については、国の補正予算に伴い、3月定例会において所要の補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。平成28年度の決算期を迎え、限度額を設定した当該2事業の総額1億4,246万4,000円を平成29年度会計へ繰り越したものであります。

次に、9行目の道路管理用重機整備事業については、除雪用ダンプ購入に当たり、既に入札執行し契約したところでありますが、納品が平成29年度になることから、3月定例会において繰越明許費の議決をいただいたところであります。平成28年度の決算期を迎え、限度額を設定した4,298万4,000円を平成29年度会計へ繰り越したものであります。なお、当該車輛につきましては5月12日納車を完了しております。

次に、10行目の東1線排水路整備事業及び11行目の南部地区土砂流失対策事業については、昨夏の豪雨による工期の延長等により、3月定例会において繰越明許費の議決をいただいたところであります。平成28年度の決算期を迎え、予算で設定した所要額から平成28年度中に完了となったものを除く当該2事業の総額1億5,716万2,000円を平成29年度会計へ繰り越したものであります。

次に、15行目の道路橋梁災害復旧費については、昨夏の豪雨により被災した柳の沢道路及び江幌完別川第1支流川の災害復旧工事について、冬期における山間地施工が困難であることから、12月定例会において繰越明許費の議決をいただき、その後、事業の追加に伴い、3月定例会において繰越明許費の追加議決をいただいたところであります。平成28年度の決算期を迎え、契約額に設計変更分を見込んだ3,527万3,000円を平成29年度会計へ繰り越したものであります。

最後に、16行目の農道災害復旧事業について

は、昨夏の豪雨により被災した数多くの箇所への対応から年度内の完了が難しく、雪解け後の事業着手となる事案も見込まれることから、3月定例会において繰越明許費の議決をいただいたところであります。平成28年度の決算期を迎え、限度額を設定した500万円を平成29年度会計へ繰り越したものであります。

以上、16事業の合計で12億4,557万4,000円を、地方自治法第213条第1項の規定により平成29年度会計に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その内容を報告するものであります。

なお、事業ごとの財源内訳で、国庫支出金など未収入特定財源についてですが、それぞれ事業完了時期に応じて受け入れ手続きを行ってまいります。

以上をもちまして、報告第2号平成28年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号法人の経営状況の報告について、報告を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました報告第3号法人の経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき提出をさせていただいた株式会社上富良野振興公社の経営状況に関する書類に沿ってその概要を御説明申し上げます。

それでは、経営状況に関する書類をごらんいただきたいと思っております。

まず初めに、平成28年度の事業報告書ですが、1ページには株主総会、取締役会、監査役会の開催状況及び審議項目等について記載をしております。

2ページから3ページには振興公社が指定管理者として町から受託し、管理運営している吹上温泉保養センター白銀荘及び日の出公園施設について、それぞれの実績概要を部門別報告書として記載しております。

最初に、白銀荘についてですが、入館者数は7万5,596人で、前年度対比2.4%の増、利用収益では6,516万5,000円で6.6%の増となりました。冬期間におけるバックカントリースキーを

目的としたインバウンド需要の増加によるものが主な要因であります。

次に、日の出公園オートキャンプ場ですが、総入場者数は1万9,041人で、前年度対比3.1%の増、有料入場者数では1万4,890人で1.9%の増となり、利用収益では1,873万3,000円で5.7%の増となりました。昨年7、8月の全道的な大雨災害の影響から9月の利用に落ち込みが見られたものの、他の期間を通じて台湾を中心とした外国人利用者の増加によるものが主な要因であります。

次に、町営スキー場ですが、リフト券の総売上枚数は2,025枚で、前年対比3.8%の増、利用収益では113万円で1.4%の増となりました。シーズン当初の降雪状況を心配しておりましたが、前年度と同日数を営業することができ、新しい圧雪車も導入されたことから、快適なゲレンデ環境を提供することができました。

最後に、日の出公園についてですが、公園の利用料収入による利用収益は、28万4,000円で、前年対比1.1%の増となっております。

次に、平成28年度の決算報告書ですが、5ページをお開きください。

最初に貸借対照表について申し上げます。

まず資金の部ですが、現金・預金及び商品合わせた流動資産2,349万4,109円と、建物としての有形固定資産及び出資金を合わせた固定資産119万3,646円で合計は2,468万7,755円となっております。

次に、負債の部ですが、未払い金・預かり金等による流動負債として合計で453万6,947円となっております。

資産の部と負債の部の差額に当たる純資産の部ですが、資本金1,000万円と利益剰余金1,015万808円を合わせた株主資本として2,015万808円となっております。

次に、6ページをごらんください。

損益計算書について申し上げます。

まず、営業収益となります売上高については、利用収益と売店収益を合わせた8,531万1,606円で、営業費用となる売上原価については、期首商品棚卸高と商品仕入高の合計から期末商品棚卸額を差し引いた1,042万8,535円となっていることから、売上総利益金額は売上高から売上原価を差し引いた7,488万3,071円となっており、さらに販売費及び一般管理費合計の1億96万3,219円を差し引いた営業損失額は2,608万148円となっております。

営業外費用としては、町からの管理委託料に当た

る受託収入の2,937万5,634円をはじめ、受取利息・受取配当金・雑収入合わせ2,944万4,505円となっており、営業外費用としては町に対し290万円の寄附を行っております。

以上のことから、営業損失金額に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた純利益金額は46万4,357円となっており、さらに法人税等の19万9,200円を差し引いた当期純利益金額は26万5,157円となったところであります。

7ページから11ページには、ただいま御説明した参考資料として、経費の内訳書及び株主資本等変動計算書のほか、各施設の月別利用集計表を掲載しておりますので、参考にござんいただきたいと存じます。

次に、12ページをござんください。

平成29年度の事業計画及び予算についてですが、北海道新幹線の開通やインバウンドの需要の増加など、北海道全体、また富良野圏域においても観光入り込みの増が期待されるところであります。振興公社としまして、白銀荘においてはバックカントリースキーを目的とする欧米系外国人、またオートキャンプ場においては、台湾を中心にアジア系外国人の入り込みが増加傾向で推移していることから、インバウンド対応の充実に努めるとともに、国内のお客様についてもホームページ等を通じた情報発信と合わせて、近隣の観光施設やエージェント等への営業に努めてまいることとしております。

各施設とも、従業員一同、利用者に満足いただけるよう努めていくことで、適正な売り上げを見込むとともに、費用の支出は最小限にとどめ、安定した経営に努めていくことを基本方針として取り組んでまいることとしております。

13ページから22ページには、平成29年度の事業計画及び予算の基本方針に基づく各施設ごとの入り込み見込みと予定損益計算書をお示ししています。

まず、白銀荘についてですが、計画入館者数を、宿泊客で8,750人、回数券利用者を含めた日帰り客で6万7,800人の合計7万6,550人とし、売上高は6,590万7,000円を見込んでおります。

次に、オートキャンプ場ですが、計画有料入場者数を1万4,020人とし、売上高は1,661万4,000円を見込んでおります。

次に、町営スキー場ですが、利用券売り上げ総枚数を1,952枚とし、売上高は110万円を見込んでおります。

また、日の出公園については、昨年度と同様に公園使用料とし、27万円の売り上げを見込んだとこ

ろであります。

なお、各施設とも、売上総利益から販売費及び一般管理費の合計を差し引いた営業損失については、町からの管理委託料等においてまかなう予定としているところであります。

最後に、23ページには振興公社の株式名簿を掲載しておりますので、参考に御高覧いただきたいと存じます。

以上で、株式会社上富良野振興公社の経営状況の報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 日の出公園オートキャンプ場の件についてお伺いいたします。

近年、外国旅行者がふえるという形になりましたが、ずっと現場をちょっと見させていただきましたが、昨年度から、そうするとコテージの利用が顕著にふえるというような傾向にあります。そうしますと、申し込みが上がっても、五つだったかというふうに思いますが、一定部分制限しなければならぬという状況かというふうに思います。今後、インバウンド観光という形の中で、需要が見込まれるとすれば、それに対応した対策というのが必要かと思いますが、こういったものも含めた考え方等について、お伺いしておきたいというふうに思います。

二つ目には、外国からアジア系の人と以外の、恐らく3,000人ぐらい来ているのかなというふうに思いますけれども、その内訳と、どういう状況になっているのか、そのコテージの利用状況も日本の方が多いのか、それ以外の方が多いか、この点わかればお知らせいただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問いただいたように、オートキャンプ場につきましては、台湾を中心に多くの今、アジア系の外国人の利用が見込まれております。ちょうど昨年度の7月の数字をござんいただければ、特におわかりかと思えます。コテージ5棟ございますので、1カ月30日と計算しますと150組のお客さんが利用できる状況にありますが、昨年7月は148組の利用ということで、ほぼ満席といえますが、これもたまたま当日に急遽来れなくなってキャンセルがあったというような、そんな実態にあって、なかなか予約の電話も通じないぐらい、今、たくさん予約の電話等いただきながら、結果、お断りをしなければならぬということも結構ある実態にありま

す。

特に、コテージについては、外国のお客さんの利用が多いのも実態かというふうに思っておりますけれども、町におきましては、これまでも利用状況が増加傾向にあることから、ああいふコテージのタイプがいいのか、バンガローを少し整備するほうがいいのか、あるいはあとオートキャンプサイトを少しふやすほうがいいのかということで、ある程度限られた面積になりますので、その中でどういった対応ができるのか検討課題としていただいております。今現在まだ、具体的方法としてコテージをふやすとか、バンガローを建てるとか、カーサイトをふやすとかという具体的な計画にはなっておりませんが、そういった利用者増に対応する方法が検討課題の一つということになっている現状でございます。

あと、コテージの利用者の国別等の利用の内訳数については、済みません、私、今、手元に資料を持ち合わせてございませんので、また会社のほうに確認をしてわかればどこかの時点で御報告をさせていただきますというふうに思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

なければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号委員会所管事務調査報告について、各常任委員長より報告を求めます。

初めに、総務産建常任委員長、中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） ただいま上程されました報告第4号委員会所管事務調査報告については、朗読をもって報告といたします。

報告第4号、1ページをお開きください。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

平成29年6月20日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

総務産建常任委員長、中澤良隆。

記。

調査事件名。

1、ジオパークによる地域活性化について。

2、友好都市提携の方向性について。

調査の経過。

本委員会は、閉会中の継続調査事件名を「ジオ

パークによる地域活性化について」と「友好都市提携の方向性について」に決定し、平成27年2回、平成28年6回、平成29年4回、計12回にわたり委員会を開催し、調査を行った。また、平成28年10月17日から20日の4日間、先進地調査として津市では「友好都市提携について」、伊豆市では「伊豆半島ジオパークの現状と課題」を中心に行政調査を実施した。その結果を次のとおり報告する。

1、ジオパークによる地域活性化について。

(1)日本ジオパークの現状。

ジオパークとは、大地の遺産を保全し、教育や地域の経済の持続的な形で活性化する活動といわれている。

現在、日本ジオパークネットワークに加盟している地域は43地域で、うち8地域がユネスコ世界ジオパーク認定も受けている。また、4年に1回現地調査を含む再認定審査の制度もあり、加盟認定が取り消される場合もある。

(2)上富良野町の主な取り組み状況。

以下の表につきましては、朗読を省略させていただきます。

2ページをお開きください。

(3)「十勝岳ジオパーク（美瑛・上富良野エリア）」構想の内容。

美瑛町と上富良野町で推進する「十勝岳ジオパーク構想」は、平成29年度日本ジオパークの認定を目指して、まちづくり、教育、環境保全の活動を「十勝岳ジオパーク推進協議会」を中心に展開している。

ア、十勝岳ジオパーク構想の理念。

美瑛町・上富良野町は、十勝岳の火山活動によって生まれた大地に、自然と人の営みによって生まれた美しい丘陵景観が広がっている。その丘には人々の苦労と希望の結晶として豊かな農産物が実り、温泉は癒やしを与え、火山の恵みとして貴重な地域資源が多く存在する。これらの地域資源は、火山との共生と火山災害からの復興の中で、歴史や文化とともに継承されてきた。

私たちは、この地域資源の魅力を守り、学び、広く発信して、火山と共生する質の高い地域づくりに取り組むことで、将来にわたって住民が地域に誇りを持つことができる持続可能な発展を目指している。

イ、十勝岳ジオパーク構想のテーマ…「うねる大地が描く、十勝岳の奇跡」。

地域の丘観光や景観、農業の歴史(軌跡)は波状丘陵地帯が描いてきた地域のストーリーである。

「うねる大地」とは波状地帯を、「十勝岳の軌

跡」とは噴火の歴史、十勝岳の恵みによる観光の発展、防災・減災の歴史を指している。

ウ、十勝岳ジオパーク構想のジオストーリー。

ジオストーリーとは、地域の資源や歴史を物語とするもので、この物語を発信することで、地域の魅力をよりわかりやすく来訪者に知ってもらうことができる。

ジオストーリーには、①「北海道の屋根十勝岳ものがたり」、②「大地に育まれた火山と共生する美しい丘のまち」、③「十勝岳泥流のつめ痕に北の大地を切り拓く」に三つがある。

エ、主なジオサイト・生態サイト・文化サイト。

現時点でのジオサイトは、美瑛町にはグラウンド火口や望岳台など12カ所、上富良野町には安政火口、草分地区の大正泥流堆積物など9カ所となっており、生態サイトは、美瑛町に1カ所、文化サイトは、美瑛町に2カ所、上富良野町に2カ所となっている。

今後の調査研究により各サイトはふえたり、取り消されることもある。

3ページをごらんください。

(4) 将来活動に向けた課題。

ジオパーク活動の推進は、一過性の事業ではなく上富良野町が存続する限り継続し、持続していかなければならない事業である。

よって、地域活性化に向けて持続可能なジオパークを活動するため、将来を展望した中で次に掲げる課題点を一つ一つ着実に解決していくことが重要であると考えます。

①美瑛町との連携を密にし、長期にわたる事務局体制の充実。②将来にわたる専門職の人材確保。③行政・推進協議会と住民・事業者との役割分担の明確化と共通認識の共有化。④経済効果を発揮するため宿泊施設の拡充とジオ食の開発、ジオツアーの企画、ジオ関連特産品やグッズの開発。⑤計画的に担い手を確保するため、住民周知の活動強化。⑥ガイド等の継続的養成などが考えられる。

行政及び推進協議会は課題解決に向けて住民とともに最大の努力が必要と考える。

(5) 結論 (まとめ)。

本委員会の閉会中継続調査として、「ジオパークによる地域活性化について」調査・研究を進めてきたが、人口減少社会・超高齢者社会現象の中で上富良野町の将来は、ますます疲弊・衰退することが予想される。

ジオパーク活動に取り組むことにより、①経済的視点として、ジオパーク活動による地域経済の活性化が期待でき、住民が地域の資源を再認識し理解が進むことで新たな活用方法が生み出され、経済の進

展につながる。また、観光関係者、商業者、農業者などさまざまな人々の協力体制が生まれ、協働によるまちづくりが進む。②教育的視点として、次代を担う子どもたちが十勝岳の噴火・泥流災害・復興の歴史を学ぶことで、深い郷土愛や地域への愛着心を醸成し、この地域で暮らし続けたいと思えるような郷土学習が図られ、人口減少などの問題解決にもなると考える。③将来的視点として、日本ジオパーク認定が受けられることにより、長期的に行政と住民が協力のもと、継続的・持続的に活動が行われることで、まちづくりの明確な目標となり無形の資産を形成する可能性が高まると考える。

以上のことから、将来のまちづくりの起爆剤・原動力となりうる可能性が高いと思われることから、美瑛町・上富良野町によるジオパーク活動への取り組みが必要と考える。

次に、4ページをお開きください。

2、友好都市提携の方向性について。

(1) カナダ国カムローズ市。

ア、現状と課題。

カムローズ市と上富良野町は、昭和60年9月に友好都市提携の調印をしてからことしで32年を迎える。

これまで、上富良野高校生の親善訪問を初めとして、上富良野町の有志団体や青少年海外派遣事業として中・高校生がカムローズ市を訪問し交流を重ね、現在に至っている。

一方、カムローズ市からも市長・議長を始め多くの市民が上富良野町を訪れている。

また、カムローズ市コンポジットハイスクールからも校長や教師、生徒たち本町に数度ホームステイや研修視察に来ているが、平成18年に一行50名が上富良野町を訪れたのが最後となっている。

本町にはカムローズ市の協力のもと英語指導助手がこれまで7名招へいされ、学校教育や社会教育の英語教育や英会話の場面で活躍をしていたが、ブレンダ・クヌールさん(平成25年8月から27年7月)を最後に英語指導助手は公募形式になった。

イ、カムローズ市との主な交流の歴史。

以下の表につきましては、朗読を省略させていただきます。

5ページ。

ウ、結論 (まとめ)。

カムローズ市との友好都市提携については、最近、海外からの観光客が増加してきている中で、高校生を含め町民の交流と英語力を高める上においても、カムローズ市との交流は意義深いものと考えます。

しかし、英語指導助手のカムローズ市からの招へ

いが困難となり、このことにより交流が疎遠になりつつある。また、カムローズ市との交流窓口として長年支え続けた「日本カムローズ友の会」も中核を担ってきた人材の引退に伴い、双方の調整に支障をきたしている状況にある。

以上のことから、今後において、カムローズ市と上富良野町の友好都市提携を細く長く続けていくためには再度、双方の窓口の明確化と、今まで英語指導助手のカムローズ市からの招へいが友好関係に果たしてきた役割は大きかったことから、カムローズ市からの招へいに向け、さらなる努力を重ねることが必要と考える。

(2) 三重県津市。

ア、現状と課題。

三重県津市と上富良野町の交流は、明治30年4月、三重団体田中常次郎一行が、現在の草分地区に入地したことに始まる。

歴史的つながりの深い津市との交流を深めて歴史文化等を学ぶ中から、歴史文化を伝承するとともに、観光や農業分野の発展を図ることを目的に平成9年7月30日に友好都市提携の調印をするに至った。

現在まで、子ども会の交流、安東小学校と上富良野西小学校との相互訪問活動を初めとして、議会、県人会、ライオンズクラブ、行政、民間による農産物の販売や経済交流、ラベンダーの植栽等、さまざまな交流が続けられてきた。

また、「平成の大合併」により津市が近隣9市町村と平成18年1月1日に合併したが、上富良野町との友好都市提携については、歴史的なつながり、これまでの交流の深さなどから、その後も津市と上富良野町との提携は継続されている。

ことし、提携20年を迎えるが、一般町民からすると、津市との交流内容や取り組み状況が十分把握できていない状況にある。近年、「津まつり」や「津駅前ストリートまつり」などのイベントへ積極的に参加し、町の紹介や農産物などの販売を行っている。

しかしながら、行政や団体間の交流は充実しつつも、イベントに参加する人や訪問する人たちが固定化され、発展性に欠ける傾向が見受けられる。

継続性や経済交流の進展を考えると、今後、さまざまな分野の人たちの交流にも力を注がなければならないと考える。

イ、津市との主な交流の歴史。

以下の表につきましては、朗読を省略させていただきます。

7ページをごらんください。

ウ、結論（まとめ）。

ことし20年という節目を迎える津市との友好都市提携を継続・発展させていくためには、次世代の交流の担い手となる児童・生徒の相互訪問の機会を拡充すべきである。児童・生徒がお互いのまちの結びつきや歴史的文化を学び、より理解を深めていくことが将来の交流の大きな支えになることは明らかであると考ええる。

友好都市提携の目的の一つである経済振興は、お互いのまちにあるモノ、ないモノを知りあうことが重要である。津市の特産品には梨、リンゴ、伊勢茶、カニ、エビ、タオル、草履などがあり、上富良野町には米、馬鈴しょ、メロン、小麦、大豆、小豆などがある。お互いあるモノ、ないモノを認識し、求め合い、生かし合う「互産互消」という考え方を尊重し、農産物や特産品を受け入れ、販売していくことが経済の振興になると考える。

さらに観光面では、上富良野町にはラベンダー、十勝岳、雪など津市にない観光資源があり、一方、津市には夏の海や北海道にない貴重な歴史がある。これらをキーワードにさらなる観光面での交流も深められることを期待するものである。

今後、津市・上富良野町にとってより意義深い交流となるよう積極的な施策を展開していくことが必要と考える。

以上、総務産建常任委員会事務調査報告といたします。

○議長（西村昭教君） 次に厚生文教常任委員長、佐川典子君。

○厚生文教常任委員長（佐川典子君） 続きまして、厚生文教常任委員会所管事務調査の報告を別添資料とともに、一部要約と朗読をもって報告させていただきます。

8ページをお開きください。

厚生文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

平成29年6月20日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

厚生文教常任委員長、佐川典子。

記。

調査事件名。

1、子育て支援について。

2、福祉介護について。

調査の経過。

本委員会は、閉会中の継続調査事件名を「子育て支援について」と「福祉介護について」に決定し、平成27年2回、平成28年2回、平成29年5回、計9回にわたり委員会を開催し調査を行った。

また、平成27年11月16日から19日の4日間、先進地調査として「子育て支援について」を三重県津市及び愛知県豊山市、「福祉介護について」は、三重県度会町において行政調査を実施した。

その結果を資料とともに次のとおり報告する。

1、子育て支援について。

(1) 子育て支援の重要性について。

平成27年度から5カ年の計画とする「上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。急速な少子高齢化時代の人口減少の歯止めとなりうる施策を地方再生の観点と、上富良野町の次世代に向けてさらなる発展を遂げ、この地で暮らすことに幸せを感じられるまちづくりを目的としている。上富良野町人口ビジョンにおいて提示された将来展望を踏まえ、まち・ひと・しごとのそれぞれの創生に取り組むための目標や施策の基本的方向と、具体的な施策をまとめたものである。その中で、町の将来人口の展望として2040年に1万人程度の人口確保を目指した。町の人口減少を止めるには安定した雇用の確保、新しい人の流れ（観光関係）の創出、定住移住の促進、健康長寿など上げられるが、その中で少子化対策が重要課題であることは否めない。今後の町のあらゆる意味での安定には、子育て支援で若い世代のニーズにどれだけ寄り添うことができるのかがポイントになると判断した。

9ページをごらんください。

上富良野町の合計特殊出生率の推移と周辺市町村の推移の図でございます。

(2) 上富良野町の合計特殊出生率の推移と周辺市町村の推移。

上富良野町の合計特殊出生率は、平成10年から平成14年までは1.85で、平成15年から平成19年は1.80で推移したが、平成20年から平成24年は1.66になり、平成27年1.63(推計)、平成28年1.38(推計)となり大幅な減少傾向にあることがわかります。

(3) 上富良野町「子ども・子育て支援事業計画」については、要約させていただきます。

上富良野町の「子ども・子育て支援計画」は、①子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画。②幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。③予算の恒久的な確保と前提として対応事業のメニュー化などが示されていることと、次期アンケートの集約範囲の拡大と、さまざまな意見の集積が必要であることの報告をさせていただいております。

続いて10ページをごらんください。

(4) 上富良野町のステージ別・分野別、子育て支援策と環境【別添資料1を参照】です。

これにつきましては、16ページでございますが、この別添資料1は本委員会としてステージ別、分野別、子育て支援策等をB4サイズカラー版で作成要求したものの縮小版でございます。(4)については朗読させていただきます。

(4) 上富良野町のステージ別・分野別、子育て支援策と環境【別添資料1を参照】。

①乳児医療は0歳～就学まで無料。

入院は小学生まで一部助成。新たに市町村民税所得割非課税世帯が中学生まで自己負担分が助成になり一歩前進している。予防接種も各種行われ、インフルエンザ予防接種は自己負担1,300円、生保・非課税世帯は無料。

②児童手当は中学生まで1人1万円、3歳未満と第3子(小学生まで)は1万5,000円で多子世帯への対応が見られる。

③利用者支援事業において、「子ども・子育て包括支援センター」においてワンストップ窓口を用意し、即応を図ってきている。

④健康面において、妊婦検診及び産後検診と相談、訪問等や助産師、保健師による相談事業。乳幼児健康診査等とともに乳児家庭全戸訪問事業など充実している。また、「かみふっこ健診(小学5年生、中学2年生対象)」があり、ほかには見られない児童・生徒への健診がある。

⑤養育支援等についても口腔健診、幼児フッ素塗布助成、フッ化物洗口(認定こども園、保育所等の5歳児、小学全学年、中学全学年)、子育て支援ごみ袋(月5枚、2歳まで)交付も喜ばれている。

⑥地域子育て支援拠点事業として、親子教室・育児サークル7サークルの支援など充実している。

⑦教育・保育給付において、「幼保連携型こども園」の開所が3カ所できたことは、子育て家庭において利便性が確保された。また、延長保育、一時預かり事業もあり、利用者への周知徹底と環境整備が整ってきている。

⑧障害児相談支援や養育支援連絡会議、上富良野町要保護児童対策連絡協議会等で地域間の連携を深めるよう開催している。

⑨「すくらむかみふ」上富良野町育ちと学びの応援ファイル(平成24年から)は全児童に配付され、出産から子育て発達・教育・進路の記録を通して子どもと保護者、関係機関の連携の一助に役立っている。数年後の保護者からのアンケートなどで利用状況を参考にしたい。

⑩教育関係では、耐震施設の提供及び教育環境の充実を進めてきている。平成29年度内に町内学校の耐震化施設整備が完了する見込みである。

⑪放課後クラブは、平成27年から新体制とな

り、専用スペースの確保、放課後支援員の配置、土・日・祝日・長期休暇等への対応として開設時間延長（7時から6時半）があり、利用者は1月1,000円で延長は100円となっている。

上川管内では月3,000円から5,000円が多く、東川町のように所得段階的に0円から1万3,000円としているところもある。上富良野町が利用しやすい料金であることの理解も含め広く周知したいところである。

⑫読書普及活動では、上富良野町子ども読書推進計画があり、ブックスタート事業として、乳幼児健診会場から始まり、すすく絵本（7カ月児絵本の配付）や、えほんのもり（3歳から就学前まで）ボランティア団体（読み聞かせへの支援）等、小・中学生においては子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境のための諸活動がある。

⑬学校関係では、各学校の諸活動の支援を始め、特に全町児童生徒なかよしサミットや、国内外交流推進事業体験活動（津市・カムローズ市）によるキャリア教育の実施、職業体験、特別支援教育指導助手への配置やスクールカウンセラーの配置、食育推進事業などの継続をして子どもたちの教育環境の向上を図っている。

（5）先進地市町村行政調査の観点から。

これにつきましては御高覧いただいたとおりでございます。

続きまして12ページをお開きください。

（6）子育て支援についてまとめ。

子育て支援は、少子化対策の重要な環境整備の意味を持つと強く感じた。

子育てに至るまでを考えると、出会い、結婚、妊娠、出産、子育てと移行する全てにおいて“不安”という概念を緩和することから始まると思われる。

上富良野町の子育て支援は、妊産婦健診や出産後に起こりやすいとされる産後うつなどへの保健指導をはじめ、「かみふっこ健診」や「すくらむかみふ」などや放課後クラブの低料金での配慮などの特出したさまざまな対応があり、また子育て中の世帯を対象としたアンケート結果で70%以上が小児医療費の充実を求めており、その対応として現在市町村民税所得割非課税世帯への中学生までの医療費助成を拡大したことなど努力もうかがえる。これら全体を見ると充実されていると思われる。しかし、さらなる出生率の増加のためや、人口減少の歯止めへの理解を高めるには、より一層の子ども医療費の拡大を目指すことや、若い世代の経済格差による新たな問題の解消や、保育師確保のためのソフト面での環境整備、働き方改革による子育て世帯への対応の広がりなど、将来につながるインパクトのある施策

の進展を考えていく必要に迫られている。

国において、母子保健法による母子・乳児・幼児の健康保持等、子ども子育て支援法による子ども子育て支援給付などの必要な支援、児童福祉法による全ての児童の育成と愛護、少子化社会対策基本法による少子化対策の総合的な推進と結婚から自立までライフステージに応じた対応などが、町に求められている制度であるが、これら全ての根底につながるものは人権の尊重と公平に生きる権利であり、子どもを産み育てることに安心を与える施策であるのか社会全体で考え、地域でどれだけ支援し、見守る体制の整備ができるのかが求められている。今後の施策に期待する。

2、福祉介護について。

（1）町の高齢者の現状と推移。

上富良野町の平成28年度の人口は1万1,040人で、そのうち65歳以上の高齢者数は、3,312人で高齢化率30%となっている。

人口及び高齢者数の推移は、平成28年5月1日実態調査によると、人口減少とともに65歳以上高齢者がふえている。

以下、高齢者人口の推移。

高齢者世帯と独居高齢者世帯の推移の図でございます。

次に13ページに移らせていただきます。

（2）上富良野町地域福祉計画について。

これにつきましては、御高覧いただいたとおりでございます。

次に、（3）の障害者の福祉についてであります。

さまざまな対応と町独自の交通費等の補助もあり、改めて確認させていただいた内容を報告させていただきました。御高覧いただいたとおりでございます。

引き続き14ページをお開きください。

（4）介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）、これについては朗読させていただきます。

平成29年度から始まる「新しい介護予防・日常生活総合支援事業、以下（総合事業）は、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援を目指している。地域の実情やさまざまな団体が参画しやすく、サービスの充実が期待できるとともに、地域の支え合いの体制づくりとも言える。財源構成や給付は以前と同じで、NPOや民間企業、ボランティアなどの主体の参画を広げた。

総合事業の対象者は地域包括センターで要支援認定を受けた者と、基本チェックリスト該当者及び介護事業の第1号被保険者（65歳以上の国民）及び

介護支援のための活動員が対象となる。

訪問型サービス（緩和型A）により一般の職員も従事可能になり、専門職員の人員不足の補充にもつながる。また、その内容においても生活支援が重視され、かゆいところに手が届かなかった部分も補える形である。

生活支援者やボランティア参加者の高齢化が進み、地域で支える側の人手不足が未知数であることが不安材料として残る。介護予防と日常生活支援総合事業は要支援1から2と65歳以上全ての人が利用できるしくみであることの徹底周知が今後引き続き求められる。

（5）先進市町村行政調査の観点から。

（5）の観点からにつきましては、御高覧いただいたとおりでございます。

最後に15ページをごらんください。

（6）福祉介護についてのまとめ。

上富良野町の福祉に対するサービスは、「支えあい、教えあい、育てあい」の基本目標である上富良野町地域福祉計画に基づき社会福祉の構築がなされてきた。

福祉そのものが介護にも直結することになり、ニーズが高まる在宅福祉サービスや町独自の助成策がある。介護認定者数の伸びについても、特定健診や特定保健指導により比較的緩やかであり、介護予防策が成果を上げ、利用者にも喜ばれていることが認められる。これらは“健康づくり推進のまち宣言”のとおり、多くの町民の健康意識に支えられてきた面もある。老々介護という言葉が生まれた昨今、我が町も地域社会の形成を支えてきた人々の高齢化が進み、支えの弱体化という点で不安は消せない。介護施設への入所希望者が一人また一人、他町村へ移り住むことは、人口減少の点からも食い止めるべきことであり、“住み続けたい”町民の意思に込められているか、考慮が迫られる。

特別養護老人ホームラベンダーハイツの運営においても町民が不安を持つことのないよう、公設公営の町の責任の覚悟がある。前例のない超高齢化時代への後押しも議会として考えなければならない。地域ケア会議などさまざまな立場で連携し、対応のスピードを上げて行くために月に2回の地域ケア会議を開いている自治体もあり、追随の準備が必要になると思われる。今後は、隣接医療機関との連携による医療と介護の一体的改革を行い、安心と利便性が得られる「新しい施設の構想」も進めることにより、質の高い保健医療と福祉サービスの確保が期待される。介護従事者の人員確保や労働環境の負担軽減のため、介護ロボットの導入も視野を加えたい。

利用者や家族からの感謝の言葉を忘れることな

く、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の運営が介護・福祉の面でさらなる前進の一步となり、個々の尊厳を互いに認め合える共通の理解と、住んでよかったと思える町になるよう、次期「第7期上富良野町高齢者保険福祉計画、介護保険事業計画」に期待したい。

以上、子育て支援についてと福祉介護についての所管事務調査の報告でございました。お認めくださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質問があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質問がなければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

委員会より報告された報告書にて十分参考とされるよう、理事者の皆様とも今後の行政運営に反映されることを御期待いたします。

◎日程第8 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第8 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 私は、さきに通告をしております2点6項目について、町長と農業委員会の会長に見解を求めたいと思います。

1、農地中間管理機構について。

農業の構造改革を推進するため、改正農地法制度で農地中間管理機構による土地利用促進をめざし、平成26年3月に施行されました、我が町における現在までの公募状況、利用権設定について、次の点について伺います。

（1）個人、法人の利用権の面積と件数について。

（2）このことにより、農地の集積が推進されたか。

（3）遊休農地対策に役立っているか。

2番目、富良野地方アグリパートナー協議会の事業について。

富良野沿線、美瑛を含めた6農業委員会が独自で、後継者のパートナーを探す交流会をこれまで行っているが、次の点について伺います。

（1）現在もサマーフェスティバルとオータムフェスティバルの2回行われているのか。

（2）平成26年から28年の3年間の参加状況（女性、男性）は。

（3）この交流会による、マッチングの数と成婚に至った数について伺います。

○議長（西村昭教君） 傍聴者の方には誠に申しわけありませんが、休憩時間としたいと思います。

再開を10時40分といたします。

午前10時26分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

中瀬実君の質問に町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の2項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の農地中間管理機構に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の本制度を活用した利用権設定に係る事業実績につきましては、平成27年度に3名の方から、約14ヘクタールの農地を機構で引き受け、4名の個人認定農業者に賃貸借による利用権の設定が行われたところであります。また、中間機構制度の受け手となる借受け希望の登録者数は、現在13名であり、例年5月と9月に公募を行い、登録の有効期間を5カ年として運用しているところであります。

次に、2点目の農地の集積推進についてであります。賃貸借契約が成立した農地につきましては、借受け農業者の既存耕作地に隣接もしくは近接した農地であることが定義されており、さらに借受け者が「中心経営体」として、人・農地プランにも位置付けられていることから、効率的な農地の集積につながっているものと考えております。

次に、3点目の遊休農地対策との関連についてであります。現在、本町におきましては、耕作放棄地や遊休農地はないものと認識しておりますが、今後、耕作放棄地や遊休農地が発生する可能性も否定できませんので、遊休農地対策上からも有効な手段と考えられますので、本事業の活用につきましては、継続して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、農業委員会会長、答弁。

○農業委員会会長（青地修君） 12番中瀬議員の2項目目の富良野アグリパートナー協議会事業に関する3点の御質問にお答えいたします。

富良野地方アグリパートナー協議会は、昭和48年4月に富良野沿線農村花嫁対策推進協議会として設立され、翌年に美瑛町が加入し、平成11年には富良野地方アグリパートナー協議会に名称を改め、農業後継者のパートナー対策として、出会いの場となる婚活事業を実施しているところであります。

まず、1点目のサマーフェスティバルとオータムフェスティバルの開催状況についてであります。毎年、サマーフェスティバルを7月に、オータムフェスティバルを10月に、それぞれ1泊2日の日程で実施しているところであります。

今年度におきましては、サマーフェスティバルを7月15、16日、オータムフェスティバルを10月21、22日に予定しているところであります。

次に、2点目の平成26年度から3年間の同事業への参加状況についてであります。サマーフェスティバルにつきましては、平成26年度は男性12名・女性5名の計17名、平成27年度は男性12名・女性9名の計21名、平成28年度は男性12名・女性7名の合計19名となっております。

また、オータムフェスティバルにつきましては、平成26年度は男性10名・女性8名の計18名、平成27年度は男性11名・女性7名の計18名、平成28年度は男性9名・女性9名の計18名となっております。

次に、3点目のマッチングの数と成婚に至った数についてであります。過去3年間におきましては、サマーフェスティバルではマッチング11組、成婚3組、オータムフェスティバルではマッチング5組、成婚1組となっております。うち、本町におきましては、平成27年度のオータムフェスティバルにおいて1組がマッチングし、平成28年の秋に成婚へと結び付いたところでございます。

いずれにいたしましても、農業後継者対策につきましては、重要な課題でありますことから、今年度配置したアグリパートナー推進員等による取り組みの強化はもとより、富良野地方の自治体やJAふらのとの連携を図り、本町の農業を支える担い手育成につながるよう積極的に進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 中間管理機構につきましては、今、町長のほうから答弁をいただきました。

北海道における中間管理機構の受け皿というのは、いわゆるこちらは農業公社、それが受け皿になっておりますけれども、上富良野町の場合につきましては、この管理機構の受け皿というのは農業振興課もしくは農業委員会というふうに、二つの取り組みというか、中身によっては、受け皿は二つになっているということでもよろしいのでしょうか。その辺、確認させてください。

○議長（西村昭教君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（辻剛君） 12番中瀬議員のたまたまの再質問にお答えをさせていただきます。

地元の受け皿といたしましては、農業振興課がまず一つと、あと農業委員会のほうにもかかわっていただいております。また、農協のほうもかかわっていただいております。地元ではこの3者が受け皿となって北海道農業公社とのやりとりを行っているということでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 基本的には、この中間管理機構の役目というか、これがそもそもできた理由というのが、いわゆる遊休農地、耕作放棄地、そういったものが、北海道では数がないのでしょうか、本州では結構大きな面積があるということもありまして、農地を有効利用するという部分については、いわゆる国がある程度で入力をしながら、遊休農地そのものをなくすための方策としての、こういう事業だと理解はしておりますけれども、いわゆるこの中身の中で、農地台帳の整備については農業委員会、いわゆる公募をする窓口というのは農業振興課というような形、それからそれに農協がどういった形で絡んでくるのかは、よくわからないわけですけれども、こういった仕組みというのは、上富良野町に限らず、全ての町村がこういった形式を取っておられるのかを、まず確認させてください。

○議長（西村昭教君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（辻剛君） 12番中瀬議員のたまたまの御質問にお答えいたしますが、他の自治体においても、ほぼ同じような体制でこの事業に対応しているというふうな認識でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 先ほど答弁の中で、27年度に3名の方の農地が管理機構に引き受けられたということでもあります。この事業に、この方というのは、最初からこの管理機構に農地を預けるということが最初からの目的で預けられたのか、それともその農地がたまたま地域の農業委員会とか、いわゆる一般の斡旋を避けて、当然、管理機構を利用することによって事業費、いわゆるこの集積協力金というのですか、そういったものが当然出るわけですから、そういったものを活用したいということが目的でこの管理機構に預けられたのか、その辺のところはわかれば教えていただきたい。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本事案におきましては、出し手の耕作者の方の御意向もございました。ただ、そのやりとりの中で、本制度よっての賃貸借というのは売買でござい

せんので、御本人の年齢等も考慮いたしますと、そういった形で取り組むことが、将来を考えたときにベストなのかどうかということは、御本人と確認させていただきながら、本制度に取り込むというような意向を確認して進めたところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） いわゆる機構に措置を預ける、そして借り手を探すということでもありますけれども、この借り手を最終的に決めるのは、機構が直接決めるということでは、各町村の状況というのがわからない段階では多分決められないと思いますけれども、借り手を決める段階で、いわゆる近隣・隣接地を条件とするということは、当然うたわれておりますので、その近接・隣接の条件にマッチする、その借受けを誰がどの段階で判断をするのかということをちょっとお伺いしたい。

○議長（西村昭教君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（辻剛君） 12番中瀬議員のたまたまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、先ほども町長の答弁の中でありましたが、公募によりまして受け手の方を募ります。機構に預けられた農地がそちらのほうに手上げをされている借受け希望者の中から、まず選定するということになりまして、先ほどから言っております隣接地・近接地という定義を踏まえまして、有効に農地集積が図られる、そういう借受け希望者の方をまず中心にして考えながら、あとは地域の方とも十分話し合いながら、借受け決定者を決めていくということになります。

最終的なその借受け決定の許可につきましては、北海道農業公社と北海道庁のほうで協議をして、最終的な認可が下りるということになってございますが、それまでの過程においては、地元で十分調整をしながら進めているところです。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 最終的には、その管理機構の中で決めるということですが、それまでの段階で、いわゆるその隣接地・近隣農地ということで限定をされますと、例えば一人ではなくて、複数の方が出たということが考えられます。そういったときに、どの人を第一優先にするかという、これはいわゆるこの機構でなくても一般的な農業委員会が主体となってやっている斡旋会でもそうだと思いますけれども、人選をしなければならぬ。その人選をする段階で、いろいろな条件を見ながら、その適当な人を選ぶ、それをいわゆる公社のほうに上富良野町としては、この人がいいのではないのでしょうかということを進言をするのだと思いますけれども

も、その条件というのが、いわゆる多少そうやって一人ではなくて二人、三人出たときの状況を判断する材料は誰にどういうふうな形で相談をされるのかということをお聞きしたかったのです。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

受け手となる方をどなたに決定するかというプロセスにつきましては、まず地元の関係者の皆さん方、まず受け手の資格者であるかどうかということがまず第一義的には前提となりますので、登録をされている方々が複数名いらっしゃると、しかも近接地・隣接地というような条件を満たすとすれば、その中でさらにどなたに集約することが効率的であろうか、それは一人に限る、あるいは二人ではだめというような、そういう優先順位というのは想定されていないと、最終的には総合調整をした中で決められていくと、そういうものだというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） この機構の土地の扱いについては、賃貸借ということでありまして売買ではないわけですが、この利用権を設定するときに、いわゆる最大利用年数、そしてまたこの利用年数を経過したときに、また同じ土地をそのまま再賃貸できるのかどうか、その辺のところちょっとお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

最長の契約期間は10カ年というふうに認識しているところでございまして、再契約は行われる、可であるというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 機構がいわゆる土地を人に貸したと、その貸した土地がいわゆるその何年か経過していると、まだ別の土地が公募されてそのもっと条件のいい土地がたまたま出たと、いった場合に途中で、普通の一般的な農業委員会のあれでいけば合意解約とかそういったものがあるわけですが、この管理機構の中でより身近に自分が借りたい土地が出た場合に、契約期間内であってもそれを解約して別の土地を借りることができるのかできないのかをちょっとお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

合意解約は可能だというふうに理解しております。

ただし、その場合、出し手の方が受け取っておられます集積の協力金等については返還義務が生じてくるのかなど、そんなふうに理解をしております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） それでは次に、土地を借ります。借りたのですが、どうも条件がちょっと悪いと。ですので、その作業条件を何とかもう少しつくりやすく整備してほしいなど、ということが起きた場合に、これは基本的には管理機構は農地を整備して貸し出しすることができるということになっておりますけれども、その場合、町は当然進言できないわけですが、管理機構自体がそれを借りている人に対して、いわゆる整備をする。これは面積的な要件がなければいけないのか、それとも借りている人がそういった形で、何とか作業効率をよくするような条件整備をしてほしいなどといった場合には、それができうるのか、できないのかということについてお伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

制度全てを熟知しているわけではございませんが、現在、国においては北海道ではなかなかそういった事例が見受けられないところでございますが、国のこの制度設計の立て付けといたしましては、本州においては非常に遊休農地、あるいは耕作放棄地が多いと、しかもそれが集積につながらないというような実態もございまして、今、国においてはそういった農地を国の責任において、国のコストをかけて整備をして借受け者につくっていただくと、そういう制度も新たに仕組みとして持っておりますので、国において整備をすることは、これからは私どもの近くではなかなかそういう事例は起きないでしょうが、本州の事例で申し上げますと、そういうこともこれから行われるという制度になっていると理解しております。

○議長（西村昭教君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（辻剛君） 12番中瀬議員の御質問、追加でお答えをさせていただきます。

面積要件につきましては、それぞれの大区画化等につきましては、例えば道営事業であれば30ヘクタール以上であったり、後継事業であればもっと規模が多かったり、そういう農村整備事業等を活用する場合は、当然そういう面積要件をクリアした中で、そういう事業を活用して行うということになりますが、ただ、その町等で小規模な土地改良事業でありますとか、そういう場合については、町の施策の判

断ということになろうかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） この賃貸をする場合については、この条件としては、人・農地プランに位置づけられているということが1番の条件になっていると思いますけれども、現在、上富良野町において、この人・農地プランに位置づけられていない農家というのは、何戸ぐらいあるのかわかりますか。

○議長（西村昭教君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（辻剛君） 12番中瀬議員のただいまの御質問にお答えいたします。

人・農地プランに位置づけられている農業者は、中心的担い手と、現状、あと縮小という形で3種類、3パターンに分けられておりますので、ほとんどの農家さんが人・農地プランには掲載されているところがございます。今回、言っております中心的形態については、正確な数字はちょっと今、覚えていませんが約7割ということで認識しております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 3番目のところの、遊休農地対策に役立っているかという部分につきまして答弁をいただきました。

上富良野町においては、遊休農地や耕作放棄地はないものと認識しておりますという答弁でありました。これを正直に受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） そういう状況にあると、以上でも以下でもございません。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 今回の農業委員の選考に当たっての、いろいろ土地利用の推進員という部分でしたか、その部分のところの一つの定義付けの中に、遊休農地とか耕作放棄地がないことは、土地利用推進員を置かなくてもいいという条件が入っていましたけれども、あれは1%以下であればいいのだというふうに書いてありました。今回、たまたま、今お聞きしたのは、そういった数字がその以下であればそういうふうにならないというふうに考えてもいいということでの答弁なのか、全く以下でもない以上でもないということをお聞きするのは、ちょっと理解しきれないのでお願いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 現在、私どものほうに農業委員会を通じて御報告いただいております数字とし

ては、遊休農地、あるいは耕作放棄地はないということで御理解をお願いします。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） それでは、この管理機構に農地を預ける、それから借りる、そういった場合についての、いわゆる集積協力金という部分について、その部分のことについてちょっとお聞きをしたいと思います。

協力金というのは、今、現在の金額というのは幾らになっておりますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 北海道においては、この集積協力金は国の基準を少し手直しして、北海道独自の交付金と、集積協力金というような仕組みになっているかと思っております。

中瀬議員がお尋ねのその基準というのは、どちらをお尋ねかちょっとわかりませんが、お尋ねいただければお答えさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 平成26年の3月に、いわゆる中間管理機構の制度ができたということですが、最初の段階では、いわゆるこの事業を推進するために、金額は多少上乘せされていたというか、普通の金額よりは多かったのではないかなというふうに記憶しておりますけれども、その辺のところ、現在との差額というのはどういうふうになっているかという部分がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 集積協力金につきましては、制度ができた当時は、基本額というのは当時からもう定められておりますが、例えば出し手の基準で申し上げますと、10アール5,000円であったかなど、しかし、その制度推進の観点から、当時は4倍まで、ですから2万円ですか、を上限とする経過措置があったというふうに理解しております。現在はもう既に基本に戻っておりますが、当初は4倍までであったと思っております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 今後、皆さんわかっておられるとおり、10年もすれば農業者の数も減るということにもう想定をされております。そんな中で農地が余って、遊休農地とか耕作放棄地とか、そういった部分にならないようにあらゆる手段、今現在行っております農業委員会の斡旋も含めまして、そういった中で上富良野町の農地が荒れないような、そういう形で、中間管理機構であろうが農業委員会の斡旋であろうが、そういう農地を1筆たりとも、

そういう耕作放棄地、遊休農地にならないように農業委員会、それから農業振興課、そういった町も含めまして、そういったことで協力しながら取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次、いいですか。

それでは次に、農業委員会の関係について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

上富良野町におきましても、どこの町におきましても、今先ほどの申し上げましたけれども、農業者の数が減ってくると。農業者の数が減るということの条件の中に、いわゆる年齢的なものとか、それからいわゆる農業と一緒にやってくれる人はいないから、そういった形での農業をやりたいけれども、やめざるを得ない、やめなければならないといったような状況が生まれたときに、非常に残念な結果になるというふうに思っております。

そんな中で、いわゆる農業後継者の伴侶を求めるといことについては、本当にJAもそうですし、上富良野町におきましてもそうでしょうし、当然、地域におきましてもそうでしょうし、この一人の農業者が伴侶を求めることによって、経済効果というのは非常に大きなものがあるというふうに思っております。

そういった部分でも、JAも後継者の伴侶を求めのためのアグリパートナーにつきましても、多額のお金を出しながら補助をして、その伴侶を探しているのが現状だと思います。

上富良野町におきましても、先般の議会のほうでも承認させていただきましてけれども、役場と農協がお互いに経費を出し合いまして、アグリパートナーをことしからまた併用することになりましたけれども、それとはまた別に、この富良野沿線の農業委員会独自のパートナー探しもやっているわけですが、このパートナー探しの中で、先ほど答弁をいただきましたけれども、参加女性の数が微妙に減っているのかなというふうに思いますけれども、この参加者が減っているような状況は何が原因かというふうにちょっと思いますけれども、その辺のところを会長どうでしょう、意見、考えがあれば。

○議長（西村昭教君） 農業委員会会長、答弁。

○農業委員会会長（青地修君） 中瀬議員の御質問にお答えいたします。

近年、確かに参加女性の数はだんだん減少している傾向にあります。その原因はなぜかと問われましても、はっきりしたことはわかりませんが、やはり、昔から言われました農家というのは汚い、苦しいですか、そういうようなイメージがやはり払拭できないのかなと、ただアグリパートナー協議会に対

しまして、札幌のアグリのプランナーをやってくれている名前は忘れましたが、ウエダ先生ですか、その方が札幌のほうでいろいろなそういうことをやっているということで、女性を集めてくださったり、農業後継者の若い男性はなかなかしゃべりも苦手だということで、婚活前にいろいろな勉強会といえますか、女性に対してのしゃべり方を、どういうふうに接することがいいのだということで、教えて、少しずつ成果は上がっているのかなと思いますが、それでもなかなか来てくれる人は減っております。

集め方にも今、問題があるのかということで、いろいろなパンフレット等も今までやってきました。あと、新聞等に掲載したりとか、そういうことを今後どうしたらいいかということで、今年度アグリパートナーの総会の中でもそういうのが議題となっていて、いろいろ悩みながらではございますが改善していこうということでやっております。

はっきり言って、参加女性の減少については、はっきりした原因はわかっておりません。ただ、一人でも多く集めたいということで、公募の仕方なんかも今、いろいろ試してみているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） いろいろな努力をされて、人集めをしなくてはいけない、特に女性を集めなければ話になりませんので、そういったことで努力をされている部分というのは、非常に私もわかりますけれども、今、ちょっと会長のほうからも話ありましたけれども、いわゆる農業後継者の方が非常に女性との付き合いとか、話し方とか、そういった部分が非常に苦手な人が多いような傾向があるということをお聞かしております。

そんな中で、多分、今もやっておられると思いますけれども、こういったオータム、それからサマーにしても参加する前の段階で、その参加男性に対してレクチャーをされているというふうに思いますけれども、そのレクチャーをされる講師の方というのは、毎回決まっているのか、それといわゆる話の中身というのは、どういったことを参加する男性に対してレクチャーをされているのかということをお聞かされたいです。

○議長（西村昭教君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（北越克彦君） 12番中瀬議員の婚活事業の関係のことで御説明申し上げます。

婚活の事業に参加される男性に対しては、事前研修ということで研修をしております。講師の先生については、先ほど会長からもありましたが、ウエダ

先生という札幌の婚活事業を中心にされている方に、富良野方面まで来ていただきまして、青年に対してレクチャーといえますか、研修をしております。中身といたしましては、まずは先生からの講義というのでしょうか、まずは第一印象が大事なんだよといったようなこと、あとは話し方、話の内容、態度、服装、外見等々で、その第一印象で決まってくる場合も多いし、最初、お見合い回転寿司というのでしょうか、そういった中で、男性と女性が順繰り、順繰りに話し合っていくのですけれども、そのときの話し方、態度等々でもう大体決まってしまうのだよと、そういった事柄を出しながら、青年にアドバイスをしていっているような状況でございます。

そういった事前研修に参加される青年と参加できなかった青年を比較しますと、やはりマッチングの成果の方向といたしましては、事前研修に出られた方のマッチングの率が高くなっているように感じているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 農家男性には限らないのかもしれないけれども、最近の若い人たちの中には非常にそういう女性との交際が苦手だという方も多く見られます。だからといって、苦手苦手そのままにしておきますと、なおさら婚期が遅れてしまうということにもなってくるので、当然のことながら女性に対するいろいろな話し方、それからいろいろな場所に行ったときの雰囲気づくりとか、そういったものは1番大事な部分だと思います。それは昔から言われておりますように、第一印象というのは非常に大事な部分だというふうに思っておりますので、これらのことについての参加する男性につきましては、今後ともそういうレクチャー、そういった注意点とかというものを十分留意しながら参加をしていただけるような形を取っていただければいいかなというふうに思っておりますので、その辺のところはよろしくお願いをしたいなと思っております。

たまたまですけれども、このアグリパートナー協議会のやっている中の婚活事業の中で、参加する女性が、先ほども言いました、ちょっと減ってきているという部分で、対策とか原因とかというのは余りよくわからないというか、なかなか難しい問題だと思いますけれども、いわゆるそのプライバシーというのですか、個人情報というのですか、そこら辺のところがあるアンケートによりますと、年齢、生年月日、趣味、それから家族構成、そういったものが全て書かれていたら非常に困るというような意見が出たときがあります。今現在、プライバシー、個人

情報の関係について、どの辺の範囲までを、いわゆるしおりというのですか、そういったものに掲載をされているのかわかれば教えていただきたいです。

○議長（西村昭教君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（北越克彦君） 参加女性のプライバシーの関係の御質問でございます。

参加者に配るパンフレットには年齢と生年月日は記載されている状況でございます。ただ、女性からのプライバシーを守ってほしいといったリクエストも十分にありまして、婚活の際のイベントのときには、私どもも行きますし、沿線の農業委員の職員も随行して、スナップ写真のような感じでぱちぱち写真を撮るのですけれども、その写真についてもなるべく写真は撮らないでほしいと、女性のほうからそういった希望もありますし、あとのそういった写真についても厳重な管理をしてほしいといったことで、女性からの要望も言われているところでございまして、婚活の最初の入り口の関係で、やはりお互いが年齢から挨拶というか、会話も年齢から入っていく場面もあるかと思っておりますので、年齢等については記載しておりますが、住所等の詳しいものについては掲載はしていないところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 日程、オータムとサマーのその日程については、以前は2泊3日というケースもあったわけですがけれども、最近は1泊2日ということで、期間も短くなったわけですがけれども、このサマーの時のいわゆる日程、行程表、それからオータムのとときの行程表、いわゆるその何が聞きたいかというのは、いわゆるその女性との観光地巡りではなく、その農業体験を含めた中での行程を組んでやられてはと思いますけれども、サマーは不可能かどうかはわかりませんが、オータムはそれは可能な部分だと思いますけれども、今、そういった形の農業体験部分というのは、どの程度というか、どの範囲というか、どのようなことをやっておられるのか教えていただければと思います。

○議長（西村昭教君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（北越克彦君） 事業におけます女性との交流といえましょうか、体験の関係でございますけれども、現在におきましては、バターづくり、チーズづくり、あるいは秋でありますとポーリングの交流、あとは深山峠にガラスのコップをつくるようなところがありますので、そこで交流をつくったりしております。あるいは、農作業の体験ということでは、ピーマンの収穫とか、そういった

たことで男性と女性のふれあいの場を持てるような形で実施をしているところがございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 当然、この婚活をやった後に、参加した方からアンケートというか、感想というか、そういったものは取られておると思いますけれども、そういった中で、実はちょっとある方から聞いたことなのですが、男性の参加者の意識、女性をいわゆる食事、それからバスの中、そういった中で、何か非常にせつかくのそういう婚活に来ているにもかかわらず、男同士の中での話し合いが多かったり、それからいわゆる何というか、嫁さんをもらう、伴侶をもらうというような意識がちょっと低いような気がするんだよね、という人の話を聞いたことがあるのですが、そういった部分というのはどうなのでしょうか、あると思いますか。どうですか。

○議長（西村昭教君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（北越克彦君） 12番中瀬議員の今の御質問の内容ですけれども、参加された女性からイベント後にアンケート、いろいろいただいておりますけれども、実際のところ、そういう意見があるといったのは事実でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） いろいろなことを配慮しながら、この婚活事業を推進していただいて、一人でも多くの方の農業後継者の伴侶を求められるように、これからも頑張りたいと思いますけれども、もう一つ伺いますが、富良野地方アグリパートナー協議会のホームページの中の一部には書いてありましたけれども、12月9日と来年になりますけれども1月27日、これお見合い大作戦、札幌ですけれども、それから婚活札幌交流会、こういったものが予定をされているようですけれども、これらについては、上富良野町の農業青年もこの交流会に参加することは可能なかどうか、その辺お伺いします。

○議長（西村昭教君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（北越克彦君） ちょっと私、富良野のホームページ確認していないので、詳細については把握していないところなのですが、富良野市独自のアグリパートナー協議会でやっている事業が12月9日の分ではないかなというふうにちょっと思うのです。あと、1月の下旬には富良野アグリパートナー協議会で、札幌交流会ということで富良野沿線と美瑛の青年を札幌すすきのに連れて行って、札幌の女性と交流をするという事業も、

昨年度から実施をしておりますので、それについては富良野地方アグリパートナー協議会の事業ですので、上富良野の青年も当然参加できますけれども、12月9日の分については、ちょっと把握、私できておらないところです。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） いろいろとお伺いをいたしました。口で言うのは簡単なのですが、やるほうにしてみたら大変なことだというのはわかっております。今後も、農業委員会の会長、先頭になって上富良野の農業後継者に一人でも、一人に一人がいいですから、たくさんはいらないですから、後継者対策、花嫁さんを得られるように頑張りたいと思います。終わります。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、12番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

次に、11番米澤義英君。

○11番（米澤義英君） 私は、さきに通告をしてありました5点について、町長に見解を求めます。

まず、第1点目は、職員管理について、職員の不祥事についてお伺いいたします。地方公務員法第30条では、全体の奉仕者としての職務を遂行しなければならない、また33条では、職務の職の信用を傷つけてはならないということを述べられております。それは、住民の全体の奉仕者という立場からあくまでも清廉潔白でなければならないという立場からの状況ではないかというふうに思います。当然、職務に傷を付けるなどということになれば、当然、服務に反する行為と判断されるわけですから、当然、懲戒処分の対象になるというのは当然であります。

このことを述べて、次の項目について質問いたします。

一つ目には、金銭管理による不祥事により、職員に対して懲戒処分が行われたと聞きますが、懲戒処分に至るまでの詳細を時系列的にお伺いいたします。また、ほかにも類似したようなことがあったのか、なかったのかお伺いいたします。さらに、地方公務員として規範意識の低下、ここに最大の問題があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。この間、町としてどのように処分、対処してきたのか、管理体制も含めて今後等の対応についてお伺いいたします。

二つ目には、町長は日頃から職員に対して資質の向上を求めてきております。しかしながら、残念なことにその声が届かなかったようであります。このような不祥事の発生は、何よりも町民との信頼関係に傷を付け、そこが問題であり、非常に残念でなり

ません。職員を任命した町長の責任も私は重大だと考えますが、この点について町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

二つ目には、予約型乗合タクシーの充実についてお伺いいたします。

予約型タクシーを利用している方から、予約型タクシーの利便性をもっと高めてほしいとの要望が出されております。通院、買い物などで、あるいは診察などによって、時間が長引くという状況になり、予約していたけれども、その予約時間に間に合わなかったという声も聞かれます。また同時に祝祭日の運行をふやしてほしい、町内と郊外の利用料金を200円の均一にしてほしいなど、切実な要望が出されております。利用者アンケート、調査を含め、改善が必要だと考えます。この間、以前、この点について質問いたしましたけれども、なかなか十分な回答が得られないというのが状況であります。住民が要望することであれば、当然、そこに近づき、努力をするというのが行政の役割でありますから、この立場に立って、積極的な改善が求められていると考えますが、町長の見解についてお伺いいたします。

次に、保育料の負担軽減対策についてお伺いいたします。

今、格差社会や所得が伸びないという状況、また働くお父さん、お母さん方がふえるという状況の中で、子育ての支援を、負担の軽減をもっと積極的にやってほしいというのが、上富良野町にもあります。子ども保育園、認定こども園、保育所を利用している子育て中の世帯にとっては、保育料の負担軽減というのは切実な要求であり、問題であります。また同時に、北海道においては、保育所などを利用する3歳未満児の保育料を無償化する、こういう政策を打ち出しました。これに基づいて、自治体が発行するということであれば、これに対する補助制度を設ける、こういうことを新たな制度として創設いたしました。町としても、その制度を活用しながら、子育て世帯に対する保育料の負担軽減、改善を実施すべきと考えておりますが、この点についてどのようにお考えなのか、また制度の内容、該当するとすればその対象者は何人になるのかお伺いいたします。

次に、子どもの貧困対策について伺いいたします。

格差社会や地域の生活で困難だという方がまたふえるという状況になっております。国の調べでも6人に一人が貧困の状況にあるという指数も出されております。子どもの貧困に関する実態調査や取り組みが今、北海道や各自治体においても開始されております。この間、私は町に対して、上富良野町にお

ける子どもの貧困に対する実態調査を求めてきましたが、今後検討するという答弁でありました。北海道においても、子どもの貧困対策推進計画を策定し、調査を開始しました。また、子どもの貧困に関する実態調査をする自治体には、必要な支援をするとして述べております。町としても、子どもの貧困に対する実態をどのように把握されているのか、また今後、どのように対応されるのかお伺いいたします。

次に、6次総合計画についてお伺いいたします。

6次総合計画は、町の進める方向を示す重要な内容であり、計画であります。町長はこの間、執行方針等においても、物産館や防災機能を兼ね備えた複合的な施設の構想があると述べています。また、町立病院にはスプリンクラーの整備を平成37年度までに義務づけられるという状況になっております。同時に、庁舎の耐震化など、早急に対応を取らなければならない課題、問題があります。いずれにしても、限られた財政の中で、どちらを優先にするのか求められていると考えます。6次総合計画の策定の段階で、当然、町民との懇談及びアンケート等を踏まえた対応になるかと考えますが、しかし近々の社会的な状況に見れば、町立病院の改築が優先されるのではないかと考えますが、町長はこの点についてどのような見解をお持ちなのか、明確な答弁を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米澤議員の5項目についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1項目の職員管理に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

御質問にあります金銭管理上の不祥事案といたしまして、まず地方公務員法の規定に基づき、懲戒処分を行った職員は2名でございます。処分対象の2名につきましては、町の公金及び職務遂行上での事案ではなく、私的な生活上のことであること、また既に相手方への金額弁償や謝罪などを行い、相手方においても法的な手続きについては行われなかったところであります。

しかしながら、町におきましては、当該非違行為に関する報告を受け、町民の信頼のもとで行政事務を担わなければならない職員の行動として、看過することができないと判断し、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった者として、平成28年1月13日及び平成29年1月31日に開催した職員行政処分審査員会での審査結果を踏まえ、それぞれの職員を停職2カ月としたところであります。また、他に公金または職務遂行上での行為での類似の事案については、発生いたしておりません。

また、職員の規範意識につきましては、採用時か

ら研修等を繰り返し実施し、公務員として法に従って行動し、法に基づいて権限を行使するに当たり、高い倫理観を持って職務にあたることを指導しているところでもあります。このように、組織全体で公務員としての規範意識の醸成を図っている中において、今回の事案が起きたことは、大変遺憾に思っているところでもあります。

今後におきましては、職員の公務員としての自覚や規範意識を高めていくことはもちろんであります。社会人としての自己管理能力の向上や職場環境の改善等も必要なことと認識し、今後に生かしてまいります。

次に、職員全体を指導・監督する立場にある者として、ことの重要性を重く受け止めるとともに、町民の皆様から信頼を得られる組織となるよう、あらゆる機会を通じ、職員に対し指導を行い、資質向上を図っていくことが私に課せられた責務と認識しており、さらに努力をしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の予約型乗合タクシーの充実に関する御質問にお答えをいたします。

この制度につきましては、町内タクシー事業者2社の御協力をいただき、平成23年度から試行を開始し、平成25年度から本運行へと移行し、今年度で5年目を迎えております。

この間、平成23年度と平成25年度に利用者アンケートを実施し、平成26年度からは土曜日運行や第1便の当日予約を可能にするなど、利便性の向上を図ってきたところでもあります。

利用者の意識といたしまして、平成25年度に行ったアンケートにおいて回答いただいた項目の中で、乗車時間について長いと感じると回答された方は10%。予約時間は乗車1時間前のままでいいと回答された方は52.6%。運行時間を変更してほしいと回答された方は11%。料金について高いと回答された方は3.8%などとなっておりますが、その後、利用者数・登録者数の増加や者会情勢の変化などもあり、事業内容の見直しを検討するため、現在アンケート調査を計画しているところであります。

なお、事業の見直しの方向性につきましては、これまで町政懇談会や町民ポストなどでお寄せいただいている御意見をはじめ、本年度実施するアンケート調査の結果や町内運行事業者等関係団体との協議などを通じ、利用者の利便性の向上はもちろん、事業の安定的な継続や町内運行事業者の本来事業への影響等も考慮しながら、検討を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の保育料の負担軽減対策に関する

御質問にお答えいたします。

まず、本町におきましては、基本的な考えといたしまして、2号認定及び3号認定の保育料は、国の基準額の80%に設定し、階層区分つきましても、国の基準であります8階層区分を本町では15階層に細分化し、利用者の負担軽減と間差額の平準化を図っているところでもあります。

また、1号認定の保育料につきましても、国の基準とは別に2号認定の2分の1の額で設定し、軽減を図っております。

さらに本年度より、新たに町民税の所得割非課税者までの保育料の無償化を拡充し、低所得利用者への支援を図っているところでもあります。

議員御質問のように、北海道においては、平成29年度より少子化対策の独自事業として、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指し、本制度を創設したところでもあります。

現在、第2子目以降の保育料につきまして、国の制度では第2子目は半額、第3子目は無償になっておりますが、北海道におきましては、第2子目以降の3歳未満児いわゆる3号認定児の保育料を無償化とするもので、対象世帯としては、国の基準の第5階層以下、年収にしますと640万円未満の世帯となっているところでもあります。

また、多子世帯の負担を軽減するため、国の基準では年収が360万円未満の世帯については、第1子目と第2子目の保育所などへの同時入所要件がありませんが、今回、北海道においては、この年収基準を640万円まで拡大するものであります。

さらに、北海道においては、これらの要件を満たした中で、無償化を実施した市町村に対しまして、2分の1の補助金を交付する内容となっております。

参考までに、現在入園しております園児で、本制度の対象となる園児数は36名であります。

本制度につきましては、少子化対策、子育て世帯への経済的負担軽減には有効な施策と理解しておりますが、一方、無償化により3号認定の入所希望者がふえることが予想されますことから、0歳から2歳児に対しての保育士の人員基準や設備基準等、子ども園側の受け入れ体制が可能かどうか、また、3歳児となったときに3号認定から2号認定になったときの保育料の負担感などの課題も予測され、それらの課題を検証した中で、本制度の実施の可能性について、事業者との調整も図りながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目目の子どもの貧困対策に関する御質

問にお答えいたします。

子どもの貧困の状況につきましては、国においてさきに実施しました「国民生活基礎調査」によりますと、子どもの6人に一人が平均的な所得の半分以下の世帯で暮らしており、年々、子どもの貧困率が高くなってきている状況にあることを理解しております。

このため、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、北海道においても生活保護世帯やひとり親家庭の増加が続いているなど厳しい状況を踏まえて「北海道子どもの貧困対策推進計画」が策定されております。

子どもの貧困対策につきましては、私といたしましても、子どもの将来がその生まれた環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等は、大変重要な課題と認識しているところであり、本町におきましても、本年度から実施の低所得者に対する保育料や医療費の無償化の拡充をはじめ、予防接種費の無償化、要保護世帯等に対する就学援助、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、また、上富良野高等学校に対する振興策など、子育て世帯の経済的負担軽減策を通じ、子どもの貧困問題の解消につながるよう、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

また、本町における子どもの貧困の実態把握につきましては、昨年度、ひとり親家庭を対象として、生活の実状把握や子育て支援策のニーズなどについてアンケート調査を実施し、あわせて既存制度の周知を行ったところであります。

アンケート結果の概要につきましては、ひとり親家庭における約6割が月収15万円以下の低所得者層であり、希望される支援策としては、学習支援、利用料等の減免、延長保育や放課後クラブなど預かり事業の充実等のニーズが多く求められている結果となっております。

今後におきましては、現在取り組んでおります事業の効果や国及び北海道の動きも見極め、どのような対応が必要かなどを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目目の第6次総合計画策定で想定される大型公共事業に関する御質問にお答えいたします。

議員御発言にあります「複合的機能を有する拠点施設の整備」、「町立病院の改築」及び「庁舎の耐震化」については、いずれも本町の将来にとって極めて重要な事業と受け止めております。

まず、複合的機能を有する拠点施設につきましては、本町の資源を生かして「ひと」を呼び、地域に

「しごと」を生み出す拠点づくり構想を推進していく旨、「まち・ひと・しごと総合戦略」に掲げるとともに、第6次総合計画への位置づけを含め、その構想づくりを進めていくことを本年度の執行方針においてもお示ししたところであります。まずは行政内部における協議を進め、町民の方々と議論していくための素案をまとめるよう、担当所管に指示をしているところであります。

また、町立病院につきましては、昨年度まとめました町立病院の新改革プランにもお示ししたとおり、施設の老朽化とあわせて、消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置が義務化されたことなどからも、施設の改築等について、第6次総合計画に位置づける方針としているところであります。

さらに、消防庁舎を含めた役場庁舎につきましては、震度6以上の大地震に対し、崩壊の危険性がある耐震基準を満たしていない建物であることから、対策が求められております。

いずれの事業も、極めて大きな財政投資を必要とする事業であり、さまざまな知恵を絞りながら、将来に禍根を残すことのないようスケジュール感を持って、事業の内容や規模とあわせて実施時期等を判断していかなければならないと考えております。

御質問にあります町立病院の改築時期につきましては、スプリンクラーの設置猶予期間となっている平成37年度が一つの目安と受け止めており、平成37年度は第6次総合計画の中期以降になることから、次期総合計画の前期に複合施設の整備の可能性について、検討してまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、第6次総合計画の策定作業の中において、組織内での協議とともに、町民の皆様のさまざまな御意見をお聞きしていく中で、その方向性を見極めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 若干早いですけれども、昼食休憩とし、午後1時から再開したいと思います。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

米澤義英君の再質問から始めたいと思います。

11番米澤義英君。

○11番（米澤義英君） 職員の不祥事について伺いたいします。

この金銭管理上の問題というふうになっておりますが、事実としてどのような行為に至ったの

か、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米澤議員の御質問にお答えいたします。

お答え出来る範囲内で担当課長のほうから説明させますが、公にお知らせできる範囲でということですので少し説明をさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 11番米澤議員からありました1番目の部分につきまして、内容という形になりますが、先ほど町長からもお答えしたところでございますが、これに関しましては、公金、あるいは仕事上のことではないということ、あくまで職員の個人的なプライベートの部分のことだということ、あと既に案件自体につきましては、相手方等と全て終わっているという中もございまして、詳細、具体的に団体等を、団体あるいは相手方等の名称を出す部分については今の時点では控えさせていただきたいというふうに思っておりますが、端的に言いますと、プライベートの部分のおつき合いの中で、そこにあった金銭につきまして一時的に流用があったという形でございます。その部分につきましては、既に相手方に、先ほどもありましたように全額弁済をし、謝罪をし、相手方についてもいわゆる法的な手続きも捉えない中で終わったということでもあります。その後、町長のほうにプライベートということではございますが、職場の上司を通じまして報告があったことから、実際には処分審査委員会の中で詳細は聞き取ってございますが、それを受けまして公務にあるまじき行為ということで、今回の処分になったということでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米澤義英君。

○11番（米澤義英君） いずれにしても、いわゆる公の職務に就いていた地方公務員がこういう不祥事を起こすということ自体が根本的に、やはり町民の信頼を裏切るということの行為であったからこそ、町としても職員に対する停職2カ月という形の処分を下したんだろうというふうに私は考えております。

そこでお伺いしたいのは、この服務規程によれば、監督者の責任という点では、私的行為の部分であったから監督責任者については処分がなされなかったのかなというふうに思いますが、この点、どのように考えているのか、まずはお伺いしておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米澤議員の御質問にお答え

いたしますが、先ほど総務課長からも事象について御説明させていただきましたが、2件の事案につきましては、私的な行為上での事案であったということで、監督者についての処分は行っていないと、審査委員会においてもそういった必要性が、そういったとりまとめに至っていないというところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米澤義英君。

○11番（米澤義英君） いずれにしても、公の立場にある職員としてのあるまじき行為だということに私は思っております。そこで、改めてお伺いいたしますが、この2名の職員というのは、現在職務に就いているという形になってはいますか。どういう状況になっているのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

1名の方は、その後におきまして、事情によりまして本人の自己都合によりまして退職をしておりますが、1名の方については在籍しております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米澤義英君。

○11番（米澤義英君） 私、お伺いしたいのですが、町長の任命責任者として、自らこういった問題に対して私的な行為で監督上の上司については処分の対象としなかったという形の話でありますけれども、しかし、事は職員の行った行為ですから、あくまでもやはり公務員としての立場でありますから、私は公の立場にあった人がこういうことを行ったということであれば、任命した町長の責任というものもあるというふうに思いますが、この点は議論はされなかったのでしょうか。減俸も含めて自ら律するという立場に立った監督責任としての、そういうものはなかったのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米澤議員の職員の管理・監督に対しましての御質問にお答えさせていただきますが、まず、所属長に対する処分等について、あるいは私自らの責めといたしまして、本事案につきましては、人事院、あるいは北海道のこれまでの経過、あるいは事例等をいろいろ参酌をいたしますが、管理・監督の立場にあった上司の処分、あるいは私の任命責任に対する責任の取り方、それについて議員からただいま御発言ありましたような処置を求められる事案ではないと、そんなふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米澤義英君。

○11番（米澤義英君） いずれにしても、町長の任命責任という点では、内部のきちんとした管理体

制を取るということは求められるというふうには私は思います。この問題は、町民にしたら、信頼において職務に就いているものだというふうに思っていた職員がこのような不祥事を起こしたわけですから、町民に対してきっちりとした、町長自身も謝罪をすべきだと思いますが、この点お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ただいまの11番米澤議員の御質問にお答えさせていただきますが、先ほどからのお答えに重複するかと思いますが、本事案につきましては、もちろん私の管理・監督に対します広い意味での監督責任は痛感しておりますし、これからも職員の規範をしっかりと保っていくこと、あるいは職員指導についての考えは申し上げておりましたが、本事案に対します対応については、区切りがついているというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米澤義英君。

○11番（米澤義英君） 区切りがついているとはいえ、やはりこういう問題が発生した以上、確かに制度上、いわゆる処分上、内規上ではそういった区切りというふうに感じていらっしゃるのかもしれませんが、町民にしたらそういうのは内部の区切りであって、やはりこの問題としてずっと残るといふ形になると思います。当然、この問題として今後、行政がどういう態度を取られるのかということを見ていくわけですから、その点、今後職員の研修も含めた、町長自らも常日頃から言っているように、自らの資質を向上する、そういうことを言っているわけですから、そういう問題に対しては、これからも緩むことなくきちんとした、やはり管理・監督を行う必要があるというふうに思います。

その上で、お伺いしたいのですが、議会に対して、この間、こういう問題に対して、私的な問題であったからということで報告が一切なかったというふうに思いますが、そういう判断に立ったから、議会に対してはそういうことがあったということもなかったということも報告されなかったのかどうかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米澤議員の御質問にお答えいたしますが、先ほどお答えさせていただきましたとおり、本事案については議会への報告も含めて、そのような事案に至っていないというようなことを総合的に判断いたしまして、区切りを終えたというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米澤義英君。

○11番（米澤義英君） 区切りを終えたのではな

くて、公の立場として、職の停止を2カ月しているわけですから、私たちにすれば当然、公のもので対応したということになるわけですから、少なくともそういう部分には、こういった事例が、事がありましたと、今後こういうことに対して厳粛に内部の点においても管理・監督に至っても、職員の資質向上の研修に至っても、こういう立場から改善をするよう指示を出したというのが、やはり親切的な行政のあり方だというふうには私は思うのですが、こういったことがないとするば、そういったところに町長の住民目線の感覚がちょっとないのではないかなというふうに思いますが、確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 再度、米澤議員の御質問にお答えさせていただきますが、本案件につきましては、先ほどから繰り返しておりますように、区切りを終えたということで、それ以上でも以下でもございませんが、報告等につきましては行政報告という形で期間を1年の期間となりますが、こういった懲戒処分等についてもしっかりと町としては報告をいたしておりますので、少しタイムランはありますけれども、町民の皆さん方にも当然、知るところになるというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米澤義英君。

○11番（米澤義英君） いつ報告されたのか全くそれについてはよくわかりません。そういう意味では、ちょっとどういう経過だったのかということ、ちょっと記憶にありませんので、ぜひ改善していただきたいというふうに思います。

次に、予約型タクシーについてお伺いいたします。

予約型タクシーについて、この間、アンケートをこの間また実施するということでありますが、つい最近、こういう方がいらっしゃいました。予約する前は11時、12時、あるいは3時、4時という形になっております。1時間前が原則だというふうになっておりますが、しかし、通院等、あるいは買い物等で、やはり通院の場合は特に診察等が長引いた、やはり患者数が多いということになれば、予約しても間に合わなかったというような、そういう声が聞かれます。そういうことに対する対処をもっと積極的にしてほしいという声が聞かれました。

例えば、帰りは3時、4時という形になっておりますが、せめて、やはり12時で終わった場合、間に合わなかったということになれば、2時間も3時間も待たなければならない。そういうときには、せめても3時を少し前倒しにする。あるいは通常のタクシーのように利用を改善してほしい、こういうや

はり切実な声が聞かれております。

そういう意味では、きっちりとこういった問題に対する今後アンケートをされるということでもありますから、継続的にこういった問題に対して、以前も申し上げましたけれども、なかなか改善しようとはしておりません。こういった部分も含めて、祝祭日や料金体系についても見直しは必要があるというふうに思いますが、この点についてあくまでもアンケートを調査後という形になりますか。少なくとも町長の判断で、こういった部分ではできないのではないかと、やはりものを持って望まない、ただアンケートをもとにして待ちますと、それが意見が多かったからこれをやりますというのではなくて、自らの考えとして、こういったことも含めてやるべきではないかなというふうに思いますが、答弁求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米澤議員の予約型乗合タクシーについての御質問にお答えさせていただきます。

平成23年の施行から始まりまして5年が経過しているかと思いますが、この間さまざまな御意見を伺ったり、あるいは町民の皆さん方からの御意見、あるいはご利用いただいている登録者の方々の御意見、あるいは行政自らの判断によることなど、そういったことをいろいろと試行錯誤しまして、現在に至っているところでございます。

ただいま、議員から御質問ありましたような個々の思い、あるいは個々に持っておられる向上策、そういったものもあることも承知はしております。しかしながら、やはり公共的な交通の足の確保の一つとして、やはり広く町民の皆さん方に御利用いただけるような制度設計というものが、やはり根本になければならないというように考えております。

今後、これらにつきましては、冒頭のお答えでも答弁させていただいておりますが、やはり登録者数がふえてきたり、あるいは時代の要請等も踏まえまして、さらにやはりアンケート調査等を行って、広く皆さん方からの御意見を集約して、新たなサービス向上につなげていくことが望まれる姿だと、そんなふうに理解しておりますので、一定程度時間をいただきながら、改善できるものは改善してまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 11番米澤義英君。

○11番（米澤義英君） ぜひ、改善していただきたいと思います。個人的な思いではなくて、これは多くの人がやはり思っている思いでありますから、ぜひ改善をお願いしたいというふうに思っております。

あと、こういう声が出ております。例えば、お店で買い物をしたときに、その荷物がやはりいわゆる室内に持ち込むことはだめだということではあるという話もあります。恐らく、それは聞いたら、そのタクシーの運転手さん、あるいは利用者によって、さまざまな対応でありますから、よしとする方もいたそうですが、こういったアンバランスな対応についても、きちんと統一できるような、やはり対応が必要だというふうに思いますが、こういったところはきちんと対応すべきだと思いますが、確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

乗員の接遇、あるいはいろいろな利用者の方々に便宜を図ると、それらにつきましては、もちろん乗務員の資質もかかわりますが、やはり業を委託いただいております事業者の信用にもかかわることですので、これはもちろん私どももそういった苦情等が寄せられたときにはお伝えいたしますが、事業者自ら社員教育というものを行われていると思いますので、そこは情報共有をこれからも図っていきたくて考えております。

○議長（西村昭教君） 11番米澤義英君。

○11番（米澤義英君） 情報共有という前に、一定部分、話を聞きましたら、小荷物程度はいいけれども持ち込むことはできない、確かに混乗方式ですから、乗合ですから、他の利用者に迷惑をかけてはならないというような部分もあるのかもしれませんが、トランクだとかいろいろな対応ができると思いますので、ここはきちんと委託している行政として、指示をすればなんぼでも改善できる問題だと思いますので、この点、ぜひ改善のための指導等、訴えをしていただきたいというふうに思います。

次に、保育料の問題についてお伺いいたします。

保育料については、国が道、町もいろいろな形で対策が取られてきているかというふうに思います。しかし、子育て世帯にとっては、上富良野町においても負担感がふえるという状況の中で、軽減をしてほしいということは、ずっと上っている話であります。そういう中で、道がこういった3号認定者に対する無償化という形の動きを取らざるを得ないという状況になりました。確かに、いろいろな課題があるかというふうに思いますが、3号認定から2号認定になったときの新たな負担というのも出てくるのかもしれませんが、そうすれば、そういう問題に対してもきちんとやはり負担軽減の対策、あるいは人がいなければ、当然、事業所と話し合わなければならぬ問題もあろうかというふうに思いますが、公

平にやはりこういった問題に支援をしながら、やはり取り組んで、負担軽減の制度を生かすというのが、私は行政の役割で、いろいろな課題があるからできないというふうには言っておりませんが、とかくそういう方向に進む可能性があります、その問題をクリアするためにはどうしたらいいのかというところを含めて、私は積極的な方向での改善が今、求められているというふうに思いますが、この点について見解を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米澤議員の子育て支援に関します保育料の負担軽減策についてお答えさせていただきます。

当初の御答弁で述べさせていただいておりますが、まず第一義的には、ぜひともこの制度を、この上富良野町においても取り入れたいというのが、まず根っこにあるということだけは御理解いただきたいと思えます。

ただ、これは事業者の方が、前にも述べておりますが、そういった受入体制が整うかどうかということもまずクリア、北海道に問い合わせもしておりますが、やはりそういった保育所の基準、それから施設の基準、そういったものを緩和する予定はないという回答もいただいておりますので、現行のルールの中で追加して受け入れ可能かどうかということは、まず事業者のほうがその意思をしっかりと聞きしなければ、町が一方向的に進めるというわけにはまいりませんので、現在、多少の保育士の加配も受けている事業所もございますので、町といたしまして、なるべくこの制度を活用できるような方向にならないかということをもって、各事業実施者の方とこれから調整を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米澤義英君。

○11番（米澤義英君） 非常に道の制度もいろいろな問題点、課題点抱えている制度でありますけれども、ぜひ、この点をいろいろな角度から負担軽減の対策の一環として、ぜひ改善の方向で検討を加えていただきたいというふうに思えます。

次に、子どもの貧困対策についてお伺いいたします。

この間、貧困対策のアンケートをされたということの話で、その6割が月収15万円以下の低所得者層であったということで、学習支援や利用料等の減免、延長保育等の放課後クラブ等の授業に対する負担軽減など、多様な要望が出されているという回答であります。私は、この点で問題にしたいと思うのは、単にひとり親家庭だけではなくて、二人親家

庭、子どもさんをたくさん抱えている家庭に至っても、非常に今、格差社会の中で給与がなかなか伸びない、税負担が重いという状況の中で、暮らしが本当に大変だというような状況が見られます。そういうときに、その対象をひとり親家庭だけに絞るのではなくて、そういう世帯にも範囲を広げて、いったい実態はどうなっているのかということ、やはりこういう問題に対してきっちりと実態を調べる、行政として複眼的な目で、こういう貧困対策に取り組む必要があるというふうに思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米澤議員の子どもの貧困対策についての御質問にお答えさせていただきます。

私も基本的な認識では、議員と同じであろうというふうに理解をしております。ひとり親世帯のみに焦点を絞ったような施策があるべき姿だとは当然、私も思っておりませんので、広く町民の皆さん方がどのような暮らしぶりをされているのかと、特に子どもの貧困に対しての実態はどうであるかと、そういうようなことは大変重要なこととございますので、今後、北海道においてもそういった調査等についての支援策も用意されているようでございますので、広く町民の皆様方から御意見、あるいは実態を把握できるようなことに進められるように、ぜひ検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米澤義英君。

○11番（米澤義英君） 例えば、町の生活保護の実態はどうなのかということで、資料をいただいております。その項目の中で、母親がパートで子どもさん二人、小学生と未就学生がいるという状況で、この家庭に至っては生活保護費、冬期加算だとか夏期加算だとかいろいろありますけれども、単純に冬期加算に対象になった場合に、300万円ぐらいの生活保護費をいただけるという形になっております。これに加えて医療費が当然軽減されますから、そういう状況です。一般の生活保護世帯でなくても、こういう所得の世帯の方が上富良野町にもいるわけでありまして。もう一つは、4人家族世帯で、子どもさん二人とご夫婦二人という形で、ここに至っても一定収入が14万円、月あったとした場合に、差し引きになりますから、そういうものを含めれば、仮に全額、その世帯が生活保護世帯になった場合に、約300万円でしょうか、これも冬期加算、夏期加算だとかいろいろありますから、この資料を見れば300万円ぐらいの所得という形になるかというふうに思えます。

そういう生活保護世帯には至っていないけれども、そういう収入の方というのが、上富良野町にもたくさんいらっしゃるわけです。そういうことを踏まえた場合に、やはり何度も申し上げますが、対象を広げて、やはり調査するということが必要だというふうに思います。

他の自治体を見ましたら、高校、小・中学生という形の中で、一定、いわゆる学年も限定しながらその対象範囲を広げながら、ひとり親家庭だけではなくて、広く生活の実態調査をしているというのがありますので、この点もう一度確認しておきたいとします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米澤議員の貧困問題に対します御質問にお答えさせていただきます。

議員も御質問の中で述べておられますが、実は本町におきましても、ひとり親家庭、あるいは父子家庭、そういった世帯に対しましては、一定程度、国なりの制度である程度支えられているという実態がございます。しかし、そういったものに該当しない、実は両親が揃っていても、最近のご時世のようになかなか定職に就けない、あるいは安定した所得が得られない職業しか就けなかったと、むしろそちらのほうが非常に貧困度が心配だという実態もございます。私も常々、担当課のほうに申し上げておりますが、そういった実態こそ把握することが重要だということは私も申し上げておりますので、ぜひそういった日陰をつくらぬように意を用いてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米澤義英君。

○11番（米澤義英君） ぜひ進めていただきたいというふうに思います。担当課のほうで調べたひとり親家庭等の所得階層を見ましても、正職員とはいえ、15万円という形の正職員の方もいます。そういうことを考えたら、ここにも答弁書の中にも書いておりますが、多くはやはり150万円未満のそういう所得世帯であるということでもありますから、早急な対応が必要かというふうに思います。

次に、6次総合に向けて、町立病院のいわゆる改築等、町長はこの問題に対しては、物産館等を含めた防災的機能を含めた複合的な施設を、この6次計画の前と町立病院についてあとの段階というような表現で書かれておりますが、しかし私は今の状況を見たときに、地域医療構想という状況の中で、病床数が当然減らされるわけですから、それに基づいた報告では老健など、そういった複合的な施設が今、近々に必要になってきているということが書かれております。

そうしますと、これから高齢化という形の中で、どんどん一定部分、そういった施設を利用する方等がふえる可能性もありますし、また行き場のない人たちがそういう人たちを利用せざるを得ないという状況になるということを考えて場合に、私は何よりもこの町立病院を最優先にすべきだというふうに思います。しかし、町長の答弁の中では、あとになるというような表現なのかなというふうに思いますが、私はきっちりとした位置づけで、この町立病院のスプリンクラーの設置も含めた、待たなしの状況の中にあるわけですから、きっちり優先順位を見定めて、町立病院を最優先に、私はすべきではないかと考えますが、この点をお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米澤議員の6次総に向けまして大型公共事業について御質問でございますが、この6次総といえども、10年間の計画でございます。そういう中で、数十億円単位のこういった公共事業ということになりますと、あれもこれも全部取り込むというようなことは到底不可能だというふうに考えております。そういう中で、私といたしましては、町立病院につきましては、平成37年という一つの目安を持ちながら、病院だけではなくて、当然、介護等も含めた重層的な計画が必要になる事案だというふうに考えておりますし、加えて病院現場のほうは、スプリンクラーの設備はございませんが、病院機能としての差し迫った状況ではないというふうに理解をしておりますので、先ほど申し上げましたように、やはり総合計画を前期、後期というような組み立ての中で想定いたしますと、前期のほうに、一方では町民も待望しております複合施設から手掛けることも選択肢として持つべきだと、そんなふう考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米澤義英君。

○11番（米澤義英君） なかなか、その複合的な防災機能を兼ねた、そういった方向を優先したいというような話だったかなというふうに思うのですが、しかし私は実態として町立病院が、その複合施設というのは待とうと思えば待てるわけです、この物産館を兼ねた、そういうような私はものではないかなというふうに思います。そういうことを考えたときに、優先すべき事案としては、やはり何回も申し上げますが、地域医療の再編も含めた中で、今後この介護医療のあり方、ネットワークという形が今叫ばれているわけでありますから、そういうものを含めて、やはり私は位置づけとして、町立病院を最優先にすべきだと。その上で、その物産館等を進めるのであれば2次的にそういう形の後期の中に、私は位置づけとしても、それは十分対応できるので

はないかというふうに考えておりますが、こういう考えはお持ちでないでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米澤議員の御質問にお答えさせていただきますが、米澤議員がお話のような考え方もあるということは否定もいたしません。私も町民の皆さん方に選挙等を通じて、将来のまちづくりについて思いを述べさせてきていただいております。そういった中で、付託を受けさせていただいていると理解しておりますので、これからこの6次総につきましては、さらに広く町民の皆様方、あるいはいろいろな方々の御意見を伺いながら、最終的に平成31年度スタートを目指してまいります。それまでの間、さまざまな意見を聞きながら、先ほど私が申しあげました思いも含めまして、皆さん方にお示ししてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、11番米澤義英君の一般質問を終了いたします。

次に、13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります2項目6点について、町長、教育長に質問いたします。

まず、1項目目は定住移住対策の取り組みについて。人口減少に伴う税収の落ち込み、多発する自然災害、全世帯対応型社会保障の充実の必要性、公共施設のインフラの老朽化、上富良野町はこういった多くの問題を抱えている。中でも、人口増につながる定住移住対策の発想の転換を巡らせ、平成28年度は、移住8件15人の実績があるが、スピーディーな展開で1人でも2人でもさらに効果を上げる取り組みをしてはどうか、以下の3点について伺いいたします。

まず1点目は、移住準備住宅は10棟あり、そのうち4棟は利用されているが、1棟はボイラーが壊れている状況にある。この住宅は、元教員住宅から普通財産として活用しており、築50年近いことから、建物の劣化がひどく、この住宅に固執することなく今の時代にあった建物「町有財産＝元江幌小学校」を含む、民間の空き家の活用など考えてもいいのではないか。

2点目は、定住移住の促進を図るために、上富良野定住移住促進連絡協議会の組織があり、そのメンバーにはアパート組合、建設業組合、法人会、観光協会、JA、農業委員会、住民会、商工会の8団体で構成されているが、メンバーの中に銀行や不動産業、移住者の代表の声（子育て世帯等）を加えてはどうか。年に1回の会議の開催だと聞いているが、もう少し回数をふやし、定住をするときの仕事、就

職の情報交換などの連携を密にしてはどうか。

3点目は、定住移住しようと考えている人に同一的な手法ではなく、子育て世帯の方が定住に向け住宅を求めている場合には、優先して民家のリフォーム50万円から100万円など、子どもの人数も考え助成をしてはどうか。町長にお伺いいたします。

2項目目は、コミュニティスクール導入の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

平成29年度教育長の執行方針の中で、コミュニティスクール導入に向けて準備検討を進めるとあったが、その取り組み方法と考え方について、次の3点をお伺いいたします。

1点目は、子どもたちを取り巻く教育環境は、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、学校は子どもたちの学びの場のみならず、地域のコミュニティの核としての役割を果たすことが強く求められており、子どもたちの生きる力は学校のみでは育めない。

学校・家庭・地域三者で子どもをともに育てる教育基盤醸成へとつなげるのがコミュニティスクールと考えるが、教育長のお考えをお伺いいたします。

2点目は、コミュニティスクールの導入はどのような手続きで行われるのか。指定する学校の運営に関して協議する機関として、学校運営協議会を設置しなければならないということだが、どのような人の取り組みと、どのような役割を担うことになるのか。

3点目は、これまでも、各学校においては学校評議員制度等による開かれた学校の推進を努めてきているが、コミュニティスクールとの違いはどのようなものであるのか。

以上、3点、教育長にお伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 最初に町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の2項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の定住移住対策に関する3点の御質問にお答えいたします。

私も議員と同様に、人口減少は町民生活の活力低下を招くばかりでなく、地域経済や財政にも影響を及ぼし、地域の存立基盤にかかわる重要な問題と受け止めております。そのようなことから町では、平成23年度に「定住移住促進計画を策定」とともに、平成27年度には「人口ビジョン」を含めた「まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、「住みたい・住み続けたい」と思えるまちづくりに向けて、各施策に取り組んでいるところであります。

まず、1点目の移住準備住宅等についてであります。旭町の教職員住宅で未使用となっております

住宅がふえてきたことから、利用が可能な住宅を有効活用していく方策として、平成20年度よりこれまでの間に、11棟を普通財産に移管し、4棟を解体、5棟10戸を移住準備住宅として、また、2棟4戸をお試し暮らし住宅として利活用しているところですが、いずれも築40年前後経過し、老朽化が進んでいる状況であります。

移住を希望される方々が決断するための事前行動として、移住準備住宅やお試し暮らし住宅には一定のニーズもあることから、民間住宅を活用することも有効と考え、検討課題としております。どのような方法が可能か研究してまいりたいと考えております。

なお、御質問にあります旧江幌小学校につきましては、本年度、不動産鑑定評価を行い、売却を含めた今後の利活用提案につなげてまいりたいと考えており、移住準備住宅やお試し暮らし住宅としての活用は、想定をしていないところであります。

次に、2点目の定住移住促進連絡協議会についてですが、行政だけではなく全町挙げての取り組みを目指し、町のほか8団体が構成し、これまで年1回の会議を開催し情報交換するとともに、北海道移住フェアにも参加いただきながら、施策の推進を図っているところであります。

定住移住対策は、さまざまな分野の協働による取り組みが大切であり、議員御発言にあります金融機関の方々や移住者の声などを反映していくことも、重要なことと受け止めております。

このようなことから、今後、さまざまな方々の意見を協議会に反映させていくような仕組みを検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の子育て世帯の定住移住者に対する住宅のリフォーム助成制度についてですが、町では、既に子育て世帯を含めて広く町民の方々を利用できる住宅リフォーム助成制度を有しており、本年度からは一定の条件のもと、空き家のリフォームについても対象とするよう制度を見直したところから、今後、事業の効果や希望者の意向等を見極めながら、制度の充実を図ってまいります。

特に、住宅施策は、定住に直接的効果が期待できる施策でもあることから、多くの方々にこの制度を利用いただけるよう周知に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 13番村上議員の2項目目のコミュニティスクールの導入の取り組みに関する3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「コミュニティ・スクール」につ

いての考え方でありますが、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は、議員御発言のとおり地域社会とのつながりや支え合いの希薄化、少子高齢化、人口減少の進行、子どもたちの規範意識や社会性などの課題、グローバル化の進展など複雑化、困難化してきており、子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、「社会総掛かりでの教育の実現」が必要であります。

また、今年3月に公示されました「新学習指導要領」では「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、新しい時代に求められる資質、能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」が示されたところであります。その実現のために「コミュニティ・スクール」は、有効な仕組みづくりと考えているところであります。

次に、2点目の「コミュニティ・スクール」の導入手続きであります。「コミュニティ・スクール」は、教育委員会が学校や地域の実情に応じて「学校運営協議会」を置く学校を指定するものでございます。

委員の構成は、学校と保護者、地域住民などで組織し、15名以内で設置します。役割は、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを熟議し、承認するとともに、情報を共有し、協働するものであります。

現在、平成31年度までに各小中学校に「コミュニティ・スクール」の設置を考えており、本年度は、上富良野西小学校に学校運営協議会設置準備委員会を設置し、準備をしているところであります。

次に、3点目の学校評議員制度との違いですが、これまでの「学校評議員制度」「学校関係評価委員会」は、学校運営の結果に対して、意見、評価を行うものでありますが、「学校運営協議会」は、学校運営の基本方針などを運営協議会で熟議し、承認を行うものであります。

「地域とともにある学校づくり」、「社会に開かれた教育課程」の具現化に向け、「コミュニティ・スクール」の設置を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 1点目の移住準備住宅、民間住宅の活用の件のところでございますが、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略の計画、27年から5年間ということで、2040年には1万人程度の人口確保、そして持続可能なまちづくりに向けて、定住交流人口の増加を図るという計画をいた

しております。それで、定住移住の促進として、将来定住につながる住宅支援策を推進するというところでございますが、計画を立てまして1年経過していますけれども、なかなか展開のほうに余り変わりなく、何の展開もないのかなと思っております。

私、質問するに当たりまして、移住準備住宅に入居していらっしゃる方に、ちょっと声を聞いてみました。そうすると、この建物が古いのでゾウリムシが出てきたり、それからアリがいっぱい出てきて、それでちょっと気持ちが悪いのだと。それと、冬は寒くて、冬は本州に帰りたいなど、こんなようなことを考えると。それから、町内会もないので、町の広報も届かないので、今、町でどのような取り組みをしているのかも全然わからないのだと。最初はどのようにして広報が届かないのかもわからなかったと。こういうことで、お伺いをいたしております。

それで、定住につながる準備住宅が、私はこれでもいいのかなと、こういうふうにと考えるとございます。それで、町長も私の質問に対しまして、民間住宅、空き家活用も有効だと、そのお考えのようでございますので、それであれば1日も早く、どのような活用があるのかいろいろ描いていただいて、町長の頭の中には少し何か構想がおりであるのではないかと、このように考えるとございますけれども、その点を伺いたいのだと。

それと、旧江幌小学校については、不動産鑑定して、どちらかという売却したいように見受け取れますけれども、私は農業をしたいという方なんかは、あそこオール暖房セントラルヒーティングが入ってまして、なかなか暖房関係大変でございますけれども、区切りを付けて改修すれば、まだ建物自体は新しいですので、農業なんかしたいという人にはどうなのかなと考えるのですけれども、想定していないという町長のお考えでございますので、そうすると、ほかにある町有財産の公共施設ですとか、余り公共施設が今、使われていないというようなところ、こういったところの活用については、これまたそういった準備住宅なんかにはお考えならぬのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の移住定住に關しましての御質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目に、お試し暮らし、移住準備住宅にお住まいの方が、町の情報が伝わらないというようなことの実態が、果たしてあるのか。現在、どのようなことで町の情報をお伝えしているのかについては、企画商工観光課長のほうから後ほどお答えさ

せていただきますが、まず現在の移住準備住宅並びにお試し暮らし住宅については、議員おっしゃっており、非常に老朽化をしております、それにさらに手を加えるということは、私は想定はしておりません。むしろ、もう既に担当課のほうにおいては、民間住宅を活用することを前提に、これから制度設計をしていこうということで、その受け皿をどういうふうにつくっていくかということ、また一つ一つクリアしていかなければなりませんけれども、既にそういうような想定を持って考えを進めておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから江幌の小学校の跡地だとか、あとそういったものについての活用については、これはやはり投資する財政投資と行政効果との、やはりバランスも考えなければなりませんし、私といたしましては大型の公共施設、活用されていない、清富については地域の住民、集会所として活用していただいておりますし、自衛隊さんの体育の施設だとか、いろいろ御活用いただいておりますけれども、江幌小学校と東中中学校につきましては、これは基本的には、やはり町があそこに直接投資をするのではなくて、東中についてはもう既に売却ということを考えておりますが、江幌についてもやはりそれが町の将来を考えると選択すべき方向かなというふうにと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（石田昭彦君） 13番村上議員の御質問にお答えいたしますが、移住準備住宅の入所された方につきましては、町での生活基盤を形成する準備期間中の住宅ということで、1年の範囲内ということで御利用いただいておりますので、一定の期間利用されることとなりますので、入居に当たっては、地域の地元の自治会に入ってくださいようなことを奨励しながら入っていただいております。そのようなことで、旭町の町内会に入ってください、それぞれの班の中でも入っていただいておりますので、広報誌等はそれぞれ町内会のほうで配付をされているものというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 何か、役場のほうにもらえに行けばもらえるのだということは言っていましたけれども、そういうことになっているのでしたら、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、今、大型の公共施設については、町長、そういったものには想定ということをしにくいということをおっしゃっておりますが、例えば、農産加工場、あそこは余り利用が今までのよう

な利用が余りなされていないのかなという感じがするのですけれども、ああいったところについては、どんなお考え、そういったものには考えられませんか。ちょっとお尋ねします。

○議長（西村昭教君） 村上議員、ちょっと質問の趣旨からそれていますので、加工場は関係ありませんので、もう一回再質問で関連をお願いします。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） それでは次、2点目にいききたいと思います。

2点目の定住移住の促進連絡協議会のあり方のところですが、町の主な団体、8団体で取り組んでおりますけれども、年1回の会合というのは、私はどうみても少ないのではないかと思います。やはり、これだけ多くの方が連絡協議会を組んでいらっしゃるのですけれども、今、移住者の1番の問題は住居と仕事のことであります。それで、そういった雇用の関係とか情報交換とかする場には、やはりこの8団体、このようにして取り組んでいらっしゃるのですけれども、ちょっと年に1回では、もう少し回数をふやされて、連絡を密にされてはどうかと、こう思うところですが、町長のそのお考えお聞きしたいと思います。

それと、大きく8団体になっていますけれども、そこに銀行、それから不動産業、それから移住してこられた方の入れるということについて、それもお考えいただけるのですけれども、また別に役所の発想にとらわれない新たな政策立案が求められていると思うのです。ですから、民間企業から市町村への人材派遣なんかも考えてみてはどうかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の定住移住に関する御質問にお答えさせていただきます。

大型施設についての利活用については、前段申し上げたとおりでございます。

それから、この協議会のあり方ですが、議員が御発言にありますように、やはり情報交換は、これはやはり数重ねることのほうが有効であるというふうに理解いたしますので、会の会議の持ち方については少し検討させていただきたいと思っております。

それと、今まで、では協議会が年に1回だけでも、定住移住に関する取り組みはどうかという、そこからみますと非常に相談件数も役場のほうには多数寄せられておまして、そういった移住希望者、あるいはお試し暮らしで少し体験をしたいという方との情報のやりとりは頻繁に行われておりますが、やはりさまざまな皆さん方からお知恵をいただ

く、ましてやこれから民間の住宅を利活用していこうということになりますと、特に地域の皆さん方の声を集約するということが大事でございますので、そういった面にはぜひ、議員から御発言にありますような方向を強化してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） よろしくお話ししたいと思います。

では3点目の、同一手法ではなく、子育て世帯の多くのところですが、移住の準備住宅から、いざ定住しようと、そういう気持ちでしようとした場合、家賃が、今移住の準備住宅は1万円なので、月に。それで今度、それでは定住しようかなと思って、一般的にアパートとかそういったところを探しますと大体4万円、3万円、こんなところが多く、子育て世帯の方が大変だということを知っているのです。それで、今、空き家のリフォームは20万円、今までより大変使い勝手がよく考えていただきまして、町民も大変助かっているところですが、それを子育て世帯に対しては経済的な大変な負担もございまして、今は20万円というリフォームの補助、施策ございますけれども、そういったことを何とか上乗せの考えは持っていないかどうか、そして若い世帯を定住してもらおうという、いい方法だと考えるのですけれども、他町村では土地を無償で提供するとか、土地を買ってくださったら何百万円あげると、100万円ですか、70万円あげるとか、いろいろな施策があるようございまして、そういったことをちょっと考えていただけないのか、20万円というのがリフォームの施策がありますから、それをちょっと幅出しといいたいでしょうか、子育て世帯にはそういった考えがしていただけないものかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきますが、何点か御質問の要旨があろうかと思いますが、まず定住準備住宅にお住まいの方が定住に結びつけるときに、こういったリフォーム制度を活用していただくということを前提に、定住希望者の方々とつなげているというような制度ではございません、お住まいの町民の皆さん方が活用していただくことを、まず目指しているところでございます。

それから、そういったことで今御質問にありました子育て世帯の方々に対します対応の仕方ですが、基本的には個人の財産形成に直轄するような施策というのは、やはりこれは少し慎重に取り組むべきだ

というふうに考えております。一方、別な観点から、子育て世帯に対します総合的な支援策、これはまた別な要素というふうに理解しておりますので、そこはまた別な観点から充実していきたいというふうに考えているところでございます。

いろいろ私も仕事を通じて、さまざまな自治体の首長さん方と情報交換させていただいておりますが、今、村上議員から御発言ありましたような施策を既に取り組んだところもございまして。全てとは申しませんが、率直に感想を伺いますと、いいところ取り、つまみ食いされて、結局定住にならなかったというようなことで、非常に高いものについたというような事例も聞かされておりますから、そこは少し慎重にやるべきかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） そういう事例も、土地を無償であげて今、町長、いいところ取りだと、そんなところもあるよということもございましてけれども、今、いずれにしましても、そういう住宅整備とか補助というお金もかかりますし、いろいろ、こればかりを重点にということも難しいかということは存じております。ですけれども、今、旭川信金さんなんかのクラウドファンディングという制度がありまして、不特定多数の人が通常、財源の提供や協力を受けることもできるということもございまして、そういったところも考えていただいて、それを取り入れていただくのも一考かと思うのですけれども、町長、そういうお考えをお持ちにならないでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員、御質問にあります現在、さまざまな方で利用されておりますCF制度、クラウドファンディング等につきましては、果たしてこういったことにどうやって活用していけばいいのかというのは、非常に私もちょっと判断ができないところでございますが、いずれにいたしましても最初の御質問にありますように、現在の移住促進住宅は非常に環境がよろしくないということは、重々、私も理解しておりますので、最初の印象は非常に大切ですので、いい印象を持って、ぜひ上富良野に定着していただけるような方向に結び付くようなことは、これから知恵を絞ってみたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） どうぞよろしくお願

いしたいと思います。

それでは次、教育長に質問いたします。

1点目のコミュニティスクールの考え方につきましては、私と同じ見解するところもございまして、2点目の学校運営協議会の設置の人選とどのような取り組みのところがなのですけれども、学校児童生徒の保護者はわかるのですけれども、この地域住民の中からはなると、何か教育長の構想としてはどういった方をお選びになろうと、15人の割合だということをおっしゃいましたけれども、例えばスポーツ指導者ですとか、本の読み聞かせのボランティア等とか、そういった方なんでしょうか。どういった方を、というのは校長の示す学校運営の基本方針の承認ですとか、それから職員の任用についても意見を述べる事ができるか、こういうことになっておまして、そうなればなかなかその人選が難しいのではないかと私は考えるのですけれども、教育長、その人選をどのように考えていらっしゃるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 13番村上議員の人選等についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、その前に学校運営協議会の仕事について、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。まず、3点あります。校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、これが1点目です。これについては、必ずしなくてはならないということで必須の項目であります。2点目が、学校運営について教育委員会、または校長に意見を述べる事ができる。これは設定としては任意でございます。もう一つあります。教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる事ができる。これも任意の事項であります。

したがって、どれを選択するかはこれからでございますけれども、3点目の人事に関してという部分については、一般的に今、コミュニティスクールやしているところでは、この項目については入れないで設置が行われているということで、今の予定ではこの項目を入れなくてコミュニティスクールの設置を行っていくというふうに考えております。

したがって、委員の構成につきましても、広く地域の住民の方から選択をしたいなというふうに考えているところでありますし、広くといたしても今、現実に学校評議員さん、それぞれ既に5名ずつ委嘱をさせていただいております。その方を中心に地域の代表ということでやっていただこうかなというふうに、今のところ考えているところであります。

必ず、学校評議員さんになるかどうかは別としま

して、基本的には地域の代表として学校評議員さんを充てていこうという考え方で、今、取り進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） これからのことで、今、御答弁ございましたが、人選しっかりやっていただきたいと思えます。

それと、本年度は西小学校だということですが、どうせするなら全校同じ、ことにコミュニティスクール制度の導入を取り組まれてはどうかと考えるのですけれども、年度をおいて31年度までに、まずは西小学校というふうなお考えのようですけれども、2年かけてのそのお考えは、この1校を設置してから、それらの結果を見てまたということではございませんか。私は、どうせ導入するのであれば、全校やったほうが良いというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 13番村上議員の御質問にお答えしたいと思います。

さまざまな方法で導入というのがされていいのかなというふうに思えます。今、私が進めようとしているのは、まず西小学校に指定を先にやりまして、その様子等も見ていただきながら、次の段階にこういうふうと考えておりますので、町によってはいっぺんにしたところもありますし、そこはさまざまだと思います。ただ、コミュニティスクールをより理解していただいて、その意義をしっかりと皆さんにわかっていただいて進めることのほうが良いなという考え方で、今、進めさせていただいておりますので、つくってからその意義をより理解していくという方法もありますけれども、つくる前に少しでも理解をしていただいて進めていきたいという考え方で、中規模程度の西小学校をまず行って、そのあとに目標年度までにほかの学校を指定していくというふうな形で進めていきたいなということで御理解を賜りたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） そのお考えを聞かせていただきまして、お考えはわかりましたけれども、ではこのコミュニティスクールに対する理解を、やはり共有するためにも学校における広報啓発、それから教育委員会としても町の教育要覧の構成だとか、そういった工夫なんかも必要だと思うのですけれども、まずコミュニティスクールの担う運営委員会の方が研修とか、それから先進地の視察とか、そういったものが必要だと考えるのですけれども、そういったところのお考えについてはどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 13番村上議員の御質問にお答えいたします。

今、議員のほうからお話のあったような啓発する部分というのは予定されておまして、本年度については西小学校にて6回、その会議をやりまして、うち1回は先進地視察、うち1回は講演会、講演会については他の学校からも来ていただきますし、先進地視察についても他校から希望者を募って啓発を図っていききたいなと思っております。

また、もう既にPTA連合会だとか、PTAの総会などに、こういうパンフレット等を配らせていただいて、その啓発に努めているところであります。

啓発の方法、いろいろありますけれども、積極的に啓発をして、少しでも理解を深めていただく努力は最大限したいなというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） いずれにしても、学校、家庭、保護者、それから地域連携、それから学校の考え方が地域に浸透しやすいように、これから地域が支える開かれた学校といえようか、そういった取り組みをされるわけですので、教育長、もう一度、取り組みの決意を聞かせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 13番村上議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、地域とともにある学校づくり、また社会に開かれた教育課程の具現化に向けて、コミュニティスクールを設置いたしまして、子どもたちが健全に育まれるように積極的な施策展開をしてみたいと思っておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですね。

以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（林 敬永君） 御報告申し上げます。

あす、21日は本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願いいたします。

以上であります。

午後 2時15分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成29年6月20日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 中 澤 良 隆

署名議員 岡 本 康 裕

平成29年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成29年6月21日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議案第 1 号 平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)
第 3 議案第 2 号 平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
第 4 議案第 3 号 平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
第 5 議案第 4 号 平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
第 6 議案第 5 号 平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)
第 7 議案第 6 号 平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
第 8 議案第 7 号 平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
第 9 議案第 8 号 平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)
第10 議案第 9 号 上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
第11 議案第10号 上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例
第12 議案第11号 上富良野町印鑑条例等の一部を改正する条例
第13 議案第12号 上富良野町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例
第14 議案第13号 上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定の締結について
第15 議案第14号 農業委員会委員の任命について
第16 議案第15号 農業委員会委員の任命について
第17 議案第16号 農業委員会委員の任命について
第18 議案第17号 農業委員会委員の任命について
第19 議案第18号 農業委員会委員の任命について
第20 議案第19号 農業委員会委員の任命について
第21 議案第20号 農業委員会委員の任命について
第22 議案第21号 農業委員会委員の任命について
第23 議案第22号 農業委員会委員の任命について
第24 議案第23号 農業委員会委員の任命について
第25 議案第24号 農業委員会委員の任命について
第26 議案第25号 農業委員会委員の任命について
第27 議案第26号 農業委員会委員の任命について
第28 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
第29 発議案第1号 議員派遣について
第30 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

1 番	中 澤 良 隆 君	2 番	岡 本 康 裕 君
3 番	佐 川 典 子 君	4 番	長谷川 徳 行 君
5 番	今 村 辰 義 君	6 番	金 子 益 三 君
7 番	北 條 隆 男 君	8 番	竹 山 正 一 君
9 番	荒 生 博 一 君	10 番	高 松 克 年 君
11 番	米 沢 義 英 君	12 番	中 瀬 実 君
13 番	村 上 和 子 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	田 中 利 幸 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	米 田 末 範 君
会 計 管 理 者	藤 田 敏 明 君	総 務 課 長	宮 下 正 美 君
企画商工観光課長	石 田 昭 彦 君	町 民 生 活 課 長	鈴 木 真 弓 君

保健福祉課長 北川徳幸君
建設水道課長 佐藤清君
教育振興課長 北川和宏君
町立病院事務長 山川護君

農業振興課長 辻剛君
農業委員会事務局長 北越克彦君
ラベンダーハイツ所長 大石輝男君

○議会事務局出席職員

局長 林敬永君
主事 菅原千晶君

次長 岩崎昌治君

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成29年第2回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

さきに御案内いたしました議案第14号から議案第26号までの農業委員会の任命について、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての議案は後ほどお配りいたしますので御了承願います。また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として、別紙の配付のとおり申し出がございました。また、本日、説明員として農業委員会の会長より所用で欠席と申し出がございましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 佐川典子君

4番 長谷川徳行君

を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○議長(西村昭教君) 日程第2 議案第1号平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま上程いただきました、議案第1号平成29年度上富良野町一般会

計補正予算(第2号)につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

まず第1点目は、平成28年度の各会計の決算確定に伴う繰越金及び繰入金の補正であります。

一般会計においては、2億1,275万3,000円の繰越額となったことから、当初予算の繰越金計上額を差し引いた1億5,275万3,000円を増額補正するものであります。

また、国民健康保険特別会計など、五つの特別会計において翌年度への繰り越し手続きをすることに伴い、一般会計で繰戻しを受けるため、繰入金の補正をするものであります。

2点目は、南部地区土砂流出対策について、昨夏の豪雨により、被災した演習場内のベベルイ川流域について、災害復旧促進として当該河川の災害復旧工事に伴う実施設計が事業化されたことから、所要の補正を行うものであります。

3点目は、証明書コンビニ交付事業について、早期サービス開始を目的として、3月議会において所要額の補正及び繰越明許の議決をいただき、その構築事業を開始したところでありますが、委託先事業者との契約締結等によりまして、サービス開始予定時期が11月となったことから、当月から翌年3月までの5カ月間に要する運用費及び負担金について、所要の補正を行うものであります。

4点目は、平成29年度予算編成後において、障害福祉サービス等報酬の福祉介護職員処遇改善加算の改善が4月より開始されることとなり、その支給処理に使用している障害者福祉システムについての改修が必要となることから、所要の補正を行うものであります。

5点目は、経営体育成支援事業につきまして、農機具等の整備に係る融資主体補助型として2月に行っておりました要望に対し、今年度分として決定を受けたものについて、所要の補正を行うものであります。

以上、申し上げた内容を主な要素とするとともに、他の既決予算についても事業量との変更に伴う補正及びふるさと応援寄附を受けたものについて、寄附者の意向に沿った所要の補正を行い、財源調整を行った上で、財源的に余剰と見込まれる部分につきましては、公共施設整備基金、財政調整基金及び農業振興基金に積み立てるとともに、一定額を予備費に留保することで、補正予算を調整したところであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては、省略をさせていただきますので、御了承を願います。

議案第1号をごらんください。

議案第1号平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)。

平成29年度上富良野町の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,860万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,286万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年度6月20日提出。

上富良野町長、向山富夫。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税、42万5,000円。

14款国庫支出金、1,128万9,000円。

15款道支出金、576万1,000円。

17款寄附金、157万円。

18款繰入金、950万7,000円。

19款繰越金、1億5,275万3,000円。

20款諸収入、8,730万円

歳入合計は、2億6,860万5,000円です。

続きまして、2、歳出。

2款総務費、1億3,757万円。

3款民生費、248万9,000円。

4款衛生費、125万9,000円。

6款農林業費、3,146万1,000円。

7款商工費、290万円。

8款土木費、1,040万2,000円。

9款教育費、133万6,000円。

13款予備費、8,118万8,000円。

歳出合計、2億6,860万5,000円。

以上で、議案第1号平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

ございませんか。

11番米沢義英君。

○11番(米沢義英君) 質問させていただきます。

12ページの役務費のところ、アンケートを実施、また運搬費の値上げ等があったというような内容だったかというふうに思いますが、このアンケートは乗合タクシーにかかわったアンケートの調査かというふうに思いますが、実施期間というのはいつからになるのかということで、それに基づいてされるかというふうに思いますが、確認しておきたいと思えます。

それと、この交通費等の値上げということですが、従来と、いわゆるどのぐらいの単価差が出てきたのか、わかればちょっとお伺いしたいというふうに思えます。

それと、14ページの総合計画策定に伴って、公募型という形で3社を選定して、そのうちの1社というような説明だったかというふうに思いますが、他社の2社と比べて優位性という点ではどのような基準に基づいて優位性があるか選定されたのか、この点をお伺いしていきたいというふうに思っております。

次にお伺いしたいのは、26ページの教職員管理費のストレスチェックという形で、委託料となっておりますが、これにかかわってでありますが、現在、教職員等において、こういったストレス、何らかの要因で休職になっているとかで、そういうような状態の方がいらっしゃるのかどうか、この点をお伺いいたします。

次、28ページの点であります。これは空手でしたか、派遣という形になって1名という形になっておりますが、そのほか、この随行者含めたこの5万7,000円という形になっているのか、この確認しておきたいというふうに思えます。

○議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

○総務課長(宮下正美君) 11番米沢議員からありました、最初にありました総務費の通信運搬費の部分について私のほうからお答えをします。

まず、乗合タクシーのアンケートの関係でございますが、これにつきましては現在、予算の議決をいただいた以降ということで、7月の中旬にアンケートの発送ということで、今、案を含めて準備をしているところでございます。

あと、値上げの分ですけれども、この中で今見ているのは、いわゆる宅急便の分で、おおむね、去年の実績プラス一つ当たり200円という部分と、あと町内で頼んでいる部分がございますので、その分の値上げとしてなっておりますが、特に多い部分でいきますと、一つ当たり、いわゆるA4封筒で出すのもですけれども、それが20円程度、一つ値上がりをするということがありますので、今回、総額で58万5,000円の追加補正ということにしてお

ります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（石田昭彦） 11番米沢議員の6次総合計画のプロポーザル審査にともなう御質問にお答えをさせていただきます。

昨日、行政報告でも町長から報告させていただきましたように、3社から提案があり、株式会社ぎょうせい北海道支社を選定させていただいて、契約をしたところであります。

選定に当たりましては、審査会の中で審査基準を設けまして、それぞれ審査表に基づいて審査員になった課長職をもって、それぞれ得点をつけさせていただき選定したところであります。主な選定理由となったものにつきましては、要するに適正な価格、これは3社とも町が上限額を設定しておりますので、適正な価格をもって提案をいただいたということ。それから、道内においても、こういった総合計画等の豊かな経験のある事業者であったということ。それから、地域全体での計画策定に向けたいろいろな提案がプロポーザルの提案の中で、さまざまな提案があつて、地域全体で計画を探っていくような、そういう提案がすばらしかったというようなこと。また、それぞれ各事業者、本町の現状実態等についても、事前に調査をした中でいろいろな提案をいただきましたが、そういうようなものの中で審査員の中で特に優れた事業者ということで選定をさせていただいたところであります。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（北川和宏） 11番米沢議員の2点の質問にお答えいたします。

まず、ストレスチェックにかかわりましての教職員のメンタル等での休職者がいるのかという質問であります。現在のところ、メンタル等で休職等の職員はいないということで御理解いただきたいと思います。

また、2点目の人材育成派遣等事業補助ということで、空手の関係で、出場者1名であります。内訳であります。選手のための補助でありまして5万7,000円補正させていただくものでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第3 議案第2号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました、議案第2号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、平成28年度決算確定に伴う繰越金について所要の補正をするものであります。

2点目は、28年度決算に伴う一般会計繰出金について所要の補正を行うものであります。

また、収支残額の1億677万2,000円につきましては、今後の本会計の安定対応に備えるため、予備費に計上することで補正予算を調整したところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

平成29年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,073万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億8,532万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

9款繰越金、1億1,073万6,000円。

歳入合計は、1億1,073万6,000円でございます。

2、歳出。

10款諸支出金、396万4,000円。

11款予備費、1億677万2,000円。

歳出合計は、1億1,073万6,000円でございます。

以上で、議案第2号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号

○議長(西村昭教君) 日程第4 議案第3号平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(鈴木真弓君) ただいま上程いただきました、議案第3号平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、平成28年度決算に伴う繰越金について所要の補正をするものであります。

2点目は、平成28年度決算に伴う広域連合納付金の確定及び一般会計繰入金の額について、所要の補正をするものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので御了承願います。

議案第3号平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成29年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,713万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰越金、6万7,000円。

歳入合計は、6万7,000円でございます。

2、歳出。

2款広域連合納付金、8,000円。

3款諸支出金、5万9,000円。

歳出合計は、6万7,000円でございます。

以上で、議案第3号平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長(西村昭教君) 日程第5 議案第4号平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(北川徳幸君) ただいま上程いただきました、議案第4号平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、歳入におきまして、本特別会計の平成28年度分の決算確定によりまして、繰越額が確定

したことから既決予算に1,940万円を追加しようとするものであります。

2点目は、歳出におきまして、平成28年度に町一般会計から繰り入れを受けた介護給付費及び地域支援事業費の負担などの精算により確定した175万5,000円を一般会計に繰り出すものです。

3点目につきましては、平成30年度よりの認知症総合支援事業の実施に向けて、具体的には認知症初期集中支援チームの設置についてですが、それに向けまして関係機関との協議を進めてきたところですが、このたび、その体制整備につきまして、一定程度協議が整いましたので、その設置のために必要な職員の研修経費の補正をお願いするものでございます。

なお、収支の差額につきましては、今後の本会計の安定対応に資するため、予備費に1,737万9,000円を計上するものであります。

以下、議案を朗読し、説明に代えたいと思いません。

議案第4号平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

平成29年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,940万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,235万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目であります款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

8款繰越金、1,940万円。

歳入合計、1,940万円です。

2、歳出。

3款地域支援事業費、24万6,000円。

6款諸支出金、177万5,000円。

7款予備費、1,737万9,000円。

歳出合計、1,940万円です。

2ページ目以降の事項別明細書につきましては、既に御高覧いただいておりますことで、説明を省略させていただきます。

以上、議案第4号平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申

し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番(米沢義英君) これから認知症に伴う支援チーム結成ということで、大切なことなので確認しておきたいというふうに思います。

このチームということですから、どういうチーム体制でそういう支援、あるいは事業の展開をされようとしているのか、この点を確認しておきたいというふうに思います。

次に、あとの研修の場所等については、どういう、地元で講師が来て、それに基づいてその研修の精度を上げていくかというふうな形になるのかどうか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

○議長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長(北川徳幸君) ただいま11番米沢議員の認知症初期支援チーム関係の御質問にお答えをしたいと思います。

認知症対策につきましては、平成30年度より包括的支援事業の一つとして実施を予定しているものでございます。その中で、また国においても新オレンジプランということで、認知症初期支援チームの設置については、平成30年度までに全市町村に設置しなさいというようなことで、通知があるところでございます。

支援チームの内容といたしましては、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療介護が受けられるような体制整備を目的としているものでございまして、具体的には認知症、あるいは認知症の疑いのある方が、何らかの理由で医療及び介護につながらない方に対しまして、この支援チームをもって早期に医療及び介護につなげるようなサポートをするような体制を整えるものでございます。

具体的にはそのチームの構成といたしました認知症のサポート医1名、この方につきましては昨年でしたか、ことしの1月に町立病院の院長がサポート医の研修を受けまして、サポート医になられたということで、その認知症のサポート医の方1名プラス、あと介護職プラス看護職というような体制のチームで、その認知症の方及び世帯に対しての支援を実施するものでございます。

あと、研修の内容なのですけれども、これについては札幌市で行われます。1泊2日の日程で今回4名参加ということで予定しております。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) よろしいですか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 1点、確認しておきたいと思いますが、例えば、認知症の方の発見等について、至らなかった、発見されなかった、あるいはそういう症状があるということで、その支援体制の中では見つからなかったけれども、そういう可能性を持った人をという形の支援のあり方という観点からも、この支援事業というのが実施されるのかなというふうに聞いていたのですが、そうしますと、発見に至らなかったけれども、そういう症状が実際持っている方がいるということになれば、こういう機関、あるいは民生児童委員の方を通じて、さらにそういったところの細部についての調査というのはいずれ得るのでしょうか。また、するのだと思いますが、確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま11番米沢議員の御質問にお答えいたします。

基本的には、議員、御存知だと思いますが、年に1回、5月、今も実施していただいているのですが、民生委員さんによりまして65歳以上の方、全員に対しまして高齢者実態調査というのを行ってございます。その中において、原則、全高齢者の方と民生委員さんが面談していただいて、その内容につきましても、一人一人、私ども包括の職員が内容等々を確認して、どういう生活状態か、身体の状態かというのを確認させていただいております。

その中で、そういうような可能性のある方については、うちのセンターの職員が出向きまして、その内容等々を確認して、その可能性があれば早期に医療なり介護なりにつなげるというような支援をしている状況でございます。

以上でございます。

○総務課長（宮下正美君） よろしいですか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） もう一度確認いたしますが、この医療チームの中で、例えばAという人がよりこの施設を利用する人がもっと適当だと、当然それぞれのケアマネジャーだとか、そういった体制の中でもあります。見抜けなかった場合だとか、よりそういった人を、こういう別な角度から支援すればもっといいのではないかというような知見も、こういう人たちが持ちながら、その認知症に対応できるような体制のチームという形の受け取り方でもよろしいのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。認知症サポート医並びに、その支援チームの方につきましては、そう

いう面も含めまして専門的な研修を受けておりますので、議員おっしゃるようなことで対応できるというふうには私どもは認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第5号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました、議案第5号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、寄附採納による補正でございます。

寄附採納5件19万円をサービス事業費の備品購入費に充当し、一般財源からその他財源への組み替えをするものであります。

2点目は、組み替えにて生じた19万円を予備費に計上いたしまして、ラベンダーハイツ事業における利用者のサービス利用状況等に対処し、今後の施設運営に支障が生じないよう、不測の事態に備えようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第5号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)。

平成29年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,996万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金、19万円。

歳入補正額の合計は、19万円でございます。

2、歳出。

5款予備費、19万円。

歳出補正額の合計は、19万円でございます。

これをもちまして、議案第5号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

○議長(西村昭教君) 日程第7 議案第6号平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いただきました、議案第6号平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、平成28年度会計決算に伴います収支の精算余剰を平成29年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものであります。

内訳につきましては、歳入では水道使用料及び手数料等の増額を主要因とする収入合計7万5,000円の増額と、歳出では、一般管理費及び事業費等の執行残を主要因とする支出合計40万4,000

円を加えました額であります47万9,000円を、既存予算の1,000円に繰越金及び繰出金にそれぞれ追加するものとなっております。

また、諸収入におきましては、水道使用料未収金に伴います遅延損害金として1,000円に追加計上し、一般会計からの繰入金1,000円を減額するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第6号平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成29年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ47万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,479万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款繰入金、1,000円の減。

3款繰越金、47万9,000円の増。

4款諸収入、1,000の増。

歳入合計、47万9,000円の増額となるものです。

2、歳出。

3款繰出金、47万9,000円。

歳出合計、47万9,000円の増額となるものです。

2ページ以降の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきます。

以上、議決項目のみを御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議長(西村昭教君) 日程第8 議案第7号平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いただきました、議案第7号平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、平成28年度会計決算に伴います収支の精算余剰を、平成29年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものです。

内訳につきましては、歳入では使用料及び手数料の増額を主要因とする収入合計194万2,000円の増額と、歳出では一般管理費、施設管理費及び建設需用費、予備費等の執行残128万8,000円となり、合計323万円を、既存予算の1,000円に繰越金及び繰出金にそれぞれ追加するものとなっております。

以下、議案の朗読し、説明と代えさせていただきます。

議案第7号平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成29年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ323万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,384万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

5款繰越金、323万円。

歳入合計、323万円の増額となるものです。

2、歳出。

3款繰出金、323万円。

歳出合計、323万円の増額となるものです。

2ページ以降の事項別明細書につきましては、省略させていただきます。

以上、議決項目のみを御説明を申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号

○議長(西村昭教君) 日程第9 議案第8号平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(山川 護君) ただいま上程いただきました、議案第8号平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、寄付金によります建設改良費の補正と出資金によります奨学資金貸付金の補正の2点でございます。

1点目につきましては、寄付金につきまして、町立病院へ2名の方から合わせまして6万円の御寄付を賜りましたので、寄附者の主意に沿いまして備品の購入費用として補正するものであります。

2点目につきましては、看護師の奨学金でございます。平成29年4月に1名の方が上富良野町看護職員等養成奨学金条例の奨学金の貸付の申し出がありましたので、奨学金の貸付金額、1カ月10万円の1年間120万円と寄付金の6万円を合わせて126万円を予算措置するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第8号平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)。

総則。

第1条、平成29年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
資本的収入及び支出。

第2条、平成29年度上富良野町病院事業会計予

算に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款、資本的収入補正予定額126万円。

第1項、出資金126万円。

支出。

第1款、資本的支出126万円。

第2項、建設改良費6万円。

第3項、奨学金資金貸付金120万円。

以上で、議案第8号平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長(西村昭教君) 日程第10 議案第9号上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま上程いただきました、議案第9号上富良野行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

近年、情報通信技術の飛躍的な進歩に伴い、情報ネットワーク社会が急速に拡大し、現在はさまざまな生活の場面において、情報通信技術が利用されています。この間、平成13年に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、いわゆるIT基本法が施行され、全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現を目指し、行政の情報化においては高度情報通信ネットワークの利用の拡大等、行政の情報化を積極的に推進するための必要な措置が求められているところであります。

国においては、平成15年度に実質的に全ての行

政手続きの電子化を行うため、行政手続オンライン化関係三法が施行されまして、その中で、法律に基づく行政手続きのオンライン化、いわゆる電子申請を実施する一方で、地方自治体に対しましては行政手続きのオンライン化実現に向けた取り組みを求めているところでございます。

これまで当町におきましては、オンライン化された行政手続きとして、地方税申告手続きを開始しており、当該手続きにおけるオンライン利用率は、昨年度実績で29.6%となっております。

今後、マイナンバー制度に基づく情報連携、マイナンバーポータルの本格運用、子育てワンストップサービスの運用、証明書コンビニ交付サービスの開始などを予定していることから、これを契機とし、行政手続きに対する利便性の向上と行政事務の簡素化、効率化を図るため、現行の条例等により書面とされている手続きについて、個別条例等の改正ではなく、オンライン化、デジタル化が可能となったものから順次、開始できるよう共通する基本的事項を規定した通則的な条例として制定しようとするものであります。

以下、議案の上程概要を御説明いたします。

議案をごらんください。

まず、第1条につきましては、行政手続きのオンライン化に関する共通する事項を定める旨、当該条例の目的につきまして規定しております。

第2条につきましては、条例内で用いられているそれぞれの用語の意味、範囲について規定しております。

第3条は、行政手続きのうち、申請等に関するオンライン化につきまして、第1項では、個別条例等により書面で行うこととされている申請等を、個別条例等を改正せずに、町の機関が定めるところによりオンライン化することができること。第2項では、町の機関が定めた内容により、オンライン化による申請が行われた場合においては、条例等の規定に定めた書面等により行われたとみなすこと。第3項では、町の機関が定めた内容により、オンライン化による申請等が行われた場合、町の機関への到達日時を、町の機関が使用する受付サーバー等のファイルに記録されたときとすること。第4項では、署名等を義務づけしている場合においては、町の機関が定める方法により代替可能であること。第5項では、同じ書面等が複数必要とされている場合においては、町の機関が定めた内容によりオンラインによる申請が行われた場合は、必要数分の提出があったとみなすことについて、それぞれ規定しております。

第4条は、行政手続き等のうち、処分通知等に関

するオンライン化について、オンライン化を可能とすること。書面等により行われたこととみなすこと。処分通知等の到達日時は、相手の使用する情報通信機器のファイルに記録されたときとすること。署名等の代替措置が可能であることについて規定をしております。

第5条は、行政手続きのうち、縦覧等に関する電磁的記録について、電磁的記録化を可能とすること。書面等により行われたこととみなすことについて規定をしております。

第6条は、行政手続きのうち、作成等に係る電磁的記録について電磁的記録化を可能とすること。書面等により行われたこととみなすこと。署名等の代替措置が可能であることについて規定をしております。第7条は、行政手続きのオンライン化等に当たりまして、町に対し、必要な措置を講ずること。安全性及び信頼性を確保すること。手続きそのものについて簡素化、合理化を図ることの努力義務を規定をしております。

第8条は、行政手続きのオンライン化等につきまして、その状況について年1回以上、公表することを規定をしております。

第9条は、委任規定として条例の定めのほか、必要な事項は、町の機関に委任する旨、規定をしております。

なお、附則においては、施行期日は交付の日からとすることとあわせ、上富良野町行政手続条例において申請に対する審査規定と行政指導の方式の適用除外規定に関しまして、オンライン化により行えたものを追加する旨の一部改正をするものであります。

以上で、議案第9号上富良野行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） わからないので、お伺いいたします。

まず、条例の制定の趣旨という形で、情報社会という形で、その利便性を高めるということの趣旨かというふうに思います。また、行政手続き上、事務の効率化もできるというような趣旨で、将来的にこういった電磁気にかかわる情報のやりとりが、今でも通常行われておりますが、さらに進むであろうという形の内容のための条文等の整備かというふうに

思います。

そこでお伺いしたいのは、前回の議員協議会の中では、大きい都市においては設置されているという形になっておりますが、小さい市町村においてはまだ条例の設置が少ないか、設置されているところ多くはないというような趣旨の発言があったかと思いますが、そこはどういう理由でその差が出てきているのか、お伺いしたいというふうに思います。

仮に、この従来の手続きで、この条例を設置しなくとも、従来の条例の手続きで申請等は当然、行うことも可能かというふうにと思いますが、その点、確認しておきたいというふうに思います。

同時に、対象となる申請等のものは、どういったものが、上富良野町で対象となるという形で設定されようとしているのかお伺いいたします。

次に、セキュリティ問題でお伺いいたしますが、到達時点において送信先にファイルが記録された時点において、記録、あるいは到達したものとみなすという形になっておりますが、最近なりすまし、あるいは米沢のところに到達したはいいけれども、到達しているけれども、他のところに到達しているという可能性も、これは否定しないわけですから、その部分のセキュリティの管理体制というのは、どのようになっているのかお伺いいたします。

同じく、署名等に至っても、そういう可能性もあるのではないかなというふうにと思いますが、なりすましも含めた、この点のチェック体制、これが正当に行われているかどうか、こういうものがきちんと管理されなければ、情報というのは今でも社会通念上、起きておりますけれども、情報がどんどん外部に漏れるというような可能性もあるわけですから、こういった管理機能というのは非常に大事だと思いますが、この点確認したいというふうに思います。

この情報に伴って、いわゆる文書の保管年数等というのは変わるのかどうなのか、いわゆる電磁気等の保管年数というのは変わるのかどうなのか、この点確認しておきたいというふうに思います。

また同時に、上富良野町における情報、当面は恐らく指定対象になる文書等が少ないと思われるので、上富良野に既存するサーバーで対応できる可能性はあるかというふうにと思いますが、これがさらに情報量がふえるということは当然、考えられるわけですから、そういった場合にはバックアップ体制も含めて、どういう体制が必要になるのか、そういったものについて、わかればお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 11番米沢議員のほうからありましたオンライン化条例に関します質問に

つきまして、概要について私のほうから回答させていただきます。

まず、最初にありましたオンライン化条例の各全国的な実態ということでございます。先日ありました協議会の中では、ちょっとぼやっと言っておりましたが、今現在、国のほうで調査をしておりますが、昨年の28年4月1日現在の全国調査でいきますと、都道府県につきましては全部終わっております。あと、それ以外の市町村部分でいきますと、昨年の4月現在では、約半数の自治体がこの通則条例を制定しているか、28年度中に制定する予定かどうかということで、おおむね半数のところになっていると思います。

なお、この部分、通則条例になっておりますので、個別条例に対応しているところもございまして、実際にはこういう行政手続きのオンライン化というものをしているものは、もう少し多いのかなというふうに思っております。

それと、なかなかそれでも半分しか進まないということでございますが、実質、このオンライン化につきましても、いろいろなものをオンライン化手続きをできるよというふうにはしているのですが、ただ実際の利用形態としては、特に国でいきますと、いわゆるイータックスですとか、そういう部分にかなり多いですので、それ以外のもの、なかなか普及をしないというのが一つありまして、半数程度に収まっているのかなというふうに思っています。

ただ今回、このマイナンバー制度が始まりまして、あとの質問のほうにも出てくるのですが、いわゆる先ほど今、なりすましですとか、間違っていくとか、そういう部分のセキュリティー対策に関しましては、過去のこれまでの部分でいきますと、そこで使われていたのは、これまで制度ありました公的個人認証、いわゆるマイナンバーの前、住基コードに基づく住基カードというのが発行されて、その中にいわゆる証明書というのがあって、結果そちらのほうのカードの普及が進まなかったということがあって、実質、そのセキュリティーを確保するための、いわゆる証明書が普及しなかったので、オンライン化の手続きというのも進みずらかったという要因なのかなというふうに思っております。

ただ今回は、それがなくなりまして、それではなくて、今度新しくなるマイナンバーカードに格納されている新しい証明書を利用する形になってございますので、今回を契機として、うち以外も進むのではないのかなというふうに思っております。

あと、手続きに関しましては、先日も言いましたが、オンライン化をしたからといって通常の窓口を

やめるということではなくて、あくまでも今ある通常の窓口の手続きのほかに、いわゆる時間、場所等に制約されないオンライン化でもできますというのを少しずつ拡大をしていきたいというふうに思っておりますので、窓口のほう、今の時点ではやめるということは想定しておりません。あくまでも両方もやっていくという形で考えてございます。

それとあと、対象にする事務手続きですけども、今、とりあえず急いでいると言ったらあれですが、まずやろうと思っているのが、いわゆるマイナンバーマイナーポータルが秋に本格始動します。その中で全国一斉に、いわゆる子育てワンストップということで、児童手当の関係、児童扶養手当の関係、それから保育所との関係、それと妊娠届出との関係、これについては国が率先をして、まずこの四つをやるよというふうなことで、なっておりますので、当町といたしましても、児童扶養手当は町の事務ではございませんので、それ以外の三つについては早期にやりたいと思っておりますし、ただこれまでの子育ての取り組みというのもありまして、いわゆる面談を子育て施策の重点というふうにしておりますので、それに支障のあるような形では、ちょっと順番逆になりますので、まず最初は児童手当の手続きが1番最初なのかなというふうに思っております。

あと、それ以外は、実際このシステム自体をうちの町で全部できるようにするには、かなりの投資が必要ですので、それは難しいということでもあります。ただ、現実問題、今、北海道電子自治体協議会というふうな、うちのほうも既に入っておりますが、そこにこの電子申請システムのためのシステムが既に共同で構築をされておりますので、そこで今、準備をされている手続きが86項目ございますので、それらを準備できるものから随時取り組んでいくのが次のステージかなというふうに思っておりますが、最初は、先ほども言いましたように、マイナンバーの子育てワンストップの部分の特に児童手当は今、先にしようかなというふうに思っております。

あとセキュリティー対策の関係でございまして、なりすましですとか、そういう部分をどうやって防衛するのかということですけども、こちらにつきましましては、先ほど言いましたように、マイナンバーカードに格納されている、いわゆる証明書というのが別にありまして、それを使うという形になります。仕組みはどうだというふうになりますと、これは、これを説明するだけでもかなり長いので、そういうきちんとしたものを使ってやるということで、今、通常で言われているインターネットを

使ったいろいろなサービスというのは、こういう証明書を使ってきちり守るといふことと、逆パターンであります、いわゆるなりすまし、あと否認も防止するといふことができます。悪い意味で言う、いたずらしてあげようと思つて誰かに、変な話、物を注文して来たときに、「私、注文していませんよ」といふのを否認といふのですけれども、そういうことも、間違いなくあなたが申請したものですよといふような仕組みもきちんと組み込まれていふことと御理解をいただきたいと思つています。

あと、最後にありましたが、文書の保管年数の関係です。こちらにつきましても、今は全部書面で取つてございまして、いろいろな部分で保存年限を決めてやっています。こちらにつきましても、今後、見直しして、紙ではなくて電子的記録で取れるものがありましたら、それについては移行していくのも一つの手法かなといふふうに思つております。

それにあわせて保存年限も見直すものがあれば、見直すといふのが、今の流れになつていふことと、それについては、将来的には見直しをしていきたいといふふうに思つております。

あと、データの保管場所になります。今は、中心は役場とかみにほとんどのものが最終的にはありますが、ただ役場庁舎もこの状況ですし、かみも近くにございまして、また、いろいろなところに、いろいろな今、データセンターといふものもございまして、そこにつきましても、今後、活用含めて検討はしていきたいなといふふうに思つております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） いろいろと他の先進国では、既に実施、マイナンバーカードという形で実施されて、情報が流出するといふことが頻繁には言いませんが、起きていふような情報も入つてきております。また同時に、実質性のない市町村等においては、かなりな使い勝手、その人口構成等々、いろいろあるかといふふうに思つていますが、なかなか進まないといふふうな現状も、今の答弁の中であったのかなと、わかつたのかなと思つています。恐らく、マイナンバーカード、この情報が設置されるかどうかわかりませんが、された場合においても、そう簡単に情報が、その地域差があるのではないかなといふふうに思つて、十分、やはりこの設置に当たつては、状況を判断しながら対応するといふのが、今、必要ではないかなといふふうに、上富良野町に置き換えた場合、確かに人口の流入等において、大きな都市から来る方等についても、地元の方にとつても、利便性といふ点ではあるのかもしれませんが、利用率、利用可能数から見た場

合に、このように条例を設置して現在、いいのかどうなのかといふ疑問が残るわけですが、この点は、そういう課題等は見え隠れしていふふうに思つていますが、この点、確認しておきたいと思つています。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 11番米沢議員からありました情報の格差と自治体の規模といふこととございまして、当町としましては、まず、これをやることによつて経費の部分でいきますと、大きな経費がまずかからない中でやれるといふことと、あと、先ほどいいましたが、今、この社会でございまして、いわゆる情報化によつて、いわゆる時と場所を超えられるといふのも一つでございまして、特に当町のようにいろいろなところから、駐屯地の関係がありまして異動して来られる方も多々いらっしゃいます。いわゆる大きなところから上富良野のほうに移つてきていただけるといふ方もいらっしゃいます。

その中で、やはりこの情報で都会でもともとしたところで使えるものといふのが、やはりこちらにもあつたほうが便利ではないのかなといふふうに思つておりますし、これによつて、情報が流出するかしらないかといふのは、ちょっとこの条例とはまた別のことでございまして、情報の流出に関しましては、この条例があるなしにかかわらず、通常、窓口で受けているものにつきましても、全て情報化してやっておりますので、それについてはきちりと対策を、別にやっていく、これまでもきておりますし、今後も時代が変わつてきますので、都度都度見直しをしながら漏れないような形できちりやつていきたいといふふうに思つておりますので御理解いただきたいと思つています。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となつていふ議案第9号行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例は、なお十分な審議を要すると思われまふので、この際、総務産建常任委員会に付託することにいたしたいと思つています。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めまふ。

よつて、本件は総務産建常任委員会に付託することに決定をいたしました。

◎日程第 1 1 議案第 1 0 号

○議長（西村昭教君） 日程第 1 1 議案第 1 0 号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました、議案第 1 0 号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成 2 7 年 9 月 9 日に交付されました個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 6 5 号）が今年 5 月 3 0 日に全面施行されたことに伴い、情報提供ネットワークを利用した特定個人情報の連携について、番号法別表で定めるもののほか、条例で定める独自利用事務の情報連携を規定する条項が追加されたところでございます。

そのため、番号法の規定を引用している個人情報保護条例において、特定個人情報に関する規定に引用情報番号の修正及び特定個人情報の取り扱いの追加が必要になることから、これらの改正内容に沿って当該条例の改正を行うものであります。

あわせて、番号法に基づく情報連携が本格的に開始された後、特定個人情報保護評価に対する第三者機関の評価が必要となった場合に対応するため、あらかじめ第三者機関として上富良野町個人情報保護審査会を位置付けるように改正を行うものであります。

改正の内容は、情報提供記録の定義及び訂正等の通知先に、独自利用事務の情報連携に関する規定を追加するとともに、個人情報保護審査会の審議事項に特定個人情報ファイルの取り扱いに関する事項を追加するものであります。

なお、施行期日は交付の日から施行することとしております。

以上で、議案第 1 0 号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議をいただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 1 0 号を採決いた

します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 1 1 号

○議長（西村昭教君） 日程第 1 2 議案第 1 1 号上富良野町印鑑条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました、議案第 1 1 号上富良野町印鑑条例等の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

このたびの改正は、平成 2 9 年 1 月から個人番号カード活用による証明書コンビニ交付サービスを開始するに当たり、個人番号カード利用による印鑑登録証明書の交付について、コンビニエンスストアにおいても交付を可能とするとともに、役場総合窓口における印鑑登録証明手続きにおいてもサービス向上を図るものであります。

また、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末利用による住民票及び戸籍の付票交付に係る手数料について新たに定め、個人番号カード利用による証明書交付について整備を図るため改正するものでございます。

以上が主な改正点でございます。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第 1 1 号上富良野町印鑑条例等の一部を改正する条例。

上富良野町印鑑条例等の一部改正。

第 1 条、上富良野町印鑑条例（昭和 5 9 年上富良野町条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

第 3 条は登録印鑑について登録できない印鑑の規定について所要の規定を整備するものであります。

第 1 6 条は、印鑑登録証明書の交付について、個人番号カード利用による印鑑登録証明書交付手続きについて所要の規定を整備するものであります。

第 1 6 条の 2 は、多機能端末による印鑑登録証明書の交付について、個人番号カードの利用による手続きについて、新たに定めるものであります。

第 1 7 条は、第 1 6 条改正に伴う条・項の規定について整備するものであります。

次に第2条関係です。

上富良野町手数料条例の一部改正。

第2条、上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

2ページをお開き願います。

別表中、19住民票及び戸籍の付票等の写しの交付、または証明書の交付に関する手数料について、手数料の金額に、ただし多機能端末（地方公共団体情報システム機構の使用にかかわる電子計算機を經由して、本町の使用にかかわる電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機をいう。）により、交付する場合にあっては1通につき200円を追加するものであります。

附則、この条例は平成29年11月1日から施行する。

以上をもちまして、議案第11号上富良野町印鑑条例等の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 質問させていただきます。

率直に申し上げますが、マイナンバーカード普及に向けた一つの要因というふうになっているのかなと思いますが、ただ、それはそれとして、この住民票交付に当たっての、いわゆる手数料等が、コンビニストアでマイナンバーカードを使用した場合、安くなると、そうでない方は通常の料金ということは、不公平ではないかというふうに思います。確かに、町の利用ではマイナンバーカードの促進、利便性を高めるという趣旨の内容でございますけれども、こういったものは等しく、誰がどこにおいても、どういう体系に当たっても、公平なサービスの提供を自治体がしなければならぬと私は考えておりますので、不公平感は生じるというふうに思いますが、この点、どのようにお考えなのか、あくまでも特別な対策だから問題はないというふうにお考えなのか、お伺いいたします。

また、町は行政計画等の文書を見ますと、手数料等の見直しを行って、歳入をふやそうではないかということが、行革の文章なんかでは見ましたら書いております。そういうことをもっとすれば、当然、収入が減るわけですから、そういう趣旨にも反する行為ではないかというふうに思います。また、これも特別な対策だから、それは当然なことだというふうに言われるのかもしれませんが、私は事務のこう

いったものに対しては、あくまでも公平なサービスの中で提供し、住民票を下げるのであれば同一に、やはり下げて、やはり手数料を下げるべきだというふうに思いますが、この点、確認しておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、マイナンバー個人番号カード利用による、このたびの手数料の追加改正についてでございますが、所管としましては、このマイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスを提供するに当たりまして、我が町の手数料が戸籍、住民票とも個票と世帯全体とで二つの料金が設定されていることは、十分承知をしていたところでございますが、今回のこのサービスの充実にあわせて、まず、町民の皆様の住民サービスを一転向上させるために、役場庁舎が開いている時間帯に来るときには、皆様はかなり時間休で休暇を取ったり、あとお仕事によってはなかなか来られないということで、大変御苦勞なさっている声も十分に聞いてございました。それによって、このコンビニサービスがかなりの皆様の住民生活にサービスとして今後、普及拡大されていくことが望まれていると感じております。

なお、この料金につきましては、議員も御承知かと思いますが、各銀行、金融機関におきましても、窓口における手数料と、ATMを活用した場合には、料金をかなり割安にしまして、皆様が自分で操作をする手間を、そこで勘案し、料金を下げてサービスをしているという、私たちは担当者会議の中でも十分説明を受けておりますので、これから町民の皆様がコンビニのほうで、コピー機に代わるものとなりますが、総合端末機を活用して手続きをしていただきますと、そこで料金のほうを、その手間暇も踏まえまして、その安価のほうのサービスの料金ということで設定することが1番望ましいのではないかというふうに考えた提案となっております。

本当に、議員おっしゃるとおり、手数料につきましては、窓口とコンビニとの料金の差額については、御意見があらうかと思いますが、やはり役場に来ていただきますと役場の職員の業務、あと紙の出力にかかわる消耗品、これについてもかかりますが、コンビニにおいては、コンビニのほうの全て業務の手数料の中に、実は含まさっておりますので、その辺の事務費の軽減は十分行政効果としては上げられるというふうに考えた提案となっております。

2点目につきましては、手数料の見直し全体につ

いての御質問とみますが、今、私が所管している今回の住民票、戸籍、あと印鑑登録書、その他、税にかかわる証明書についても現在準備を進めているところでございますが、特にこの400円いただけるものが200円になるということでの歳入の減というのは、実は私どももこのマイナンバーの交付にあわせまして、皆様がそちらを利用すれば、その分の窓口に来ていただく分、歳入が減ることと、あと手数料もかかりますので、その分の業務費がかかると思っておりますが、将来的には住民の皆様のサービスの向上にかかわることでございますので、それについては先行投資ということで、手数料については、これからまだ全体の手数料の中で見直しを図られるということも、今後、あり得るかもしれませんが、現時点ではこの窓口にかかわる証明書についての手数料については、現行の中で、まずは特段の、一応、条例改正ということで、今、進めていこうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 紙の処理、あるいは時間の処理、事務的な処理が簡素化されるという形の話であります。

住民にすれば、それは全然、生活上、何の必要のない話です。確かに経費の削減というところでは、それぞれ努力必要するというのはあるのかもしれませんが、しかしそれは行政の都合でやるというのが9割か、8割、9割以上だというふうに思っております。そういう問題点があると。

二つ目には、やはりこのサービス、いわゆるマイナンバーカードを使っている人たちが上富良野町で、現在、将来的にふえる可能性はあるかもしれませんが、よく私はそこらへんはわかりません。ただ現在、見ていけば、1,000人ちょっとかなというふうに、この間の議員協議会でおっしゃられておりましたので、1万人からすればわずか1割もあるかないか、満たないかというような状況かというふうに思います。

よく常日頃から町長はじめ、副町長も、投資というのは大多数が賛成して、それが効率が認められるということであれば投資も可能で、そういうものに、いわゆる少数であればそういった投資はしませんよと言っているのです。それを置き換えると、まだ利用者が少ないのに、こういったところに対して、個別の、いわゆるマイナンバーカードの普及のための特別の投資で、将来的な先行投資だという理屈がどうも成り立たない話で私は感じているところであります。

そういうことを考えれば、余りにもこの条例の設

定というのが無謀で、やはり理屈に通らない、私は話であり、やはり直ちにこういった条例の改正はやめるべきだというふうに思いますが、この点、答弁お願いいたします。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢議員の御質問に、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

議員、御承知のようにマイナンバーについては、今は所得把握が中心に、今、国策においてこれを医療、あるいは介護、保険、さまざまなその社会保障を中心とした、そういうサービスの拡大にしようという国策が今、進みつつある途中でございます。

このたび、上富良野町のマイナンバーの交付率は、先ほど議員おっしゃったとおりであります。これから国策としてサービスが拡大する中で、こういう窓口に来てもらうような、こういうサービスばかりですと、その行政サービスが果たしてその時代に合うのかということもございます。したがって、一定程度の投資はございますが、あくまでも住民の行政サービスの一環として、これをサービスの料金を下げて、そういう仕組みを今考えたところでございます。

いろいろ御意見はあろうかと思いますが、そういうような流れの中で私どもも考えているということも御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

いいですか、ほかに質問ございませんか。

○議長（西村昭教君） なければ、これで質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を起立で採決いたします。

本件に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第12号上富良野町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました、議案第12号上富良野町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の提案の要旨を御説明させていただきます。

改正の内容につきましては、先般の介護保険法の改正によりまして、厚生労働省所管の関係省令が一

部改正されたところがございます。これに伴いまして、当該関係省令を準要している本条例のうち、第4条に定めております地域包括支援センターが行う事業の内容について、介護保険法改正に伴う条項の整理とあわせまして、所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読しまして説明にかえさせていただきますと思います。

議案第12号上富良野町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例。

上富良野町地域包括支援センター条例（平成18年上富良野町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条各法を次のように改める。

（1）法第115条の4第1項第1条2に規定する第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係る者を除く）。

（2）法第115条の4第2項各号に掲げる事業。

（3）法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業。

（4）厚生労働省令で定める事業。

（5）前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業。

附則、この条例は交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

以上、議案第12号上富良野町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきますと思います。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 何点か確認させてください。

今、趣旨で先般の介護保険法の改正ということでありました。介護保険法の改正、今年度も行われたと、それから3年前にも行われたと承知をしていますが、どちらの改正だったのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） 1 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

この条例改正に伴う介護保険法の改正につきましては、平成27年度の改正に伴うものでございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 27年の改正で、今この包括支援センター条例の一部を改正するというところで理解をいたしました。その中で、第4号の第1号で第1号介護予防支援事業という文言がありますが、この第1号介護予防支援事業というのは、具体的にどのような事業を指すのか教えていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま、1 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

第1号の介護予防支援事業といいますのは、今回の平成29年度から施行されました新しい総合事業の介護予防ケアマネジメント事業のことを指しております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） ここにかっこ書きで居宅要支援被保険者にかかわるものは除くということで、この条例には余り直接関わりはないのかもしれませんが、要するに要支援1、2の人は今後、この包括支援センターの事業ではなくなるという捉えでよろしいのでしょうか。そして、その1番この介護保険法で大切なのは、重度化をしないような施策というのが大切なので、町の取り組みや何かについては今、どのようになっているかを確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま、1 番中澤議員の御質問ですが、ここでいう居宅要支援被保険者に係るものを除くという部分につきましては、3号において法第8条の介護予防支援事業の部分につきましては、要支援1、2の方の介護予防マネジメント事業となっております。

介護予防というのは、議員おっしゃるとおり大変重要な部分ですので、引き続きこの本年度から始まりました新しい総合事業、あるいは来年度以降の包括的支援事業を充実することで、今後の介護予防事業を充実させていきたいというような考えでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3 回で終了でございます。ほかにごございませんか。

1 3 番村上和子君。

○1 3 番（村上和子君） 関連でございます。今、この条例を改正しましても、もう居宅要支援被保険者に係るものは除くわけでございますけれども、介護予防マネジメント事業、それから総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメント支援とか、本当に幅広く取り組まなければなりません。

るので、今までいっしょの人材で、果たしてこう
いった本当に、権利擁護事業というのにも入りますの
で、私は果たしてこの条例改正、改正することに反
対はしませんけれども、改正したとしても今の人材
で担っていけるのかどうか、そういう心配がござい
ますけれどもいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま13番村
上議員の御質問にお答えいたします。

従来からも現在言われた権利擁護事業、あるいは
包括的マネジメント事業等を現行の地域包括セン
ターで実施しているところがございます。そして、
今回新しくふえたのは、新しい総合事業に係る介護
予防マネジメント事業ということで、その部分が包
括支援センターの新たな任務というか、事業になっ
たところがございます。

それとあわせて、平成29年度から包括支援
センターの職員につきましても、1名社会福祉士を
増員した中で、現在、進めておりますので、ニーズ
的には十分かと言われたら、さまざまな事業があっ
て、いろいろ忙しい状況ですが、現況についてはこ
の現行体制で業務をさらに充実していきたいと思っ
ております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いた
します。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いた
します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第13号
上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建
設工事委託に関する協定の締結についてを議題と
いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いた
されました、議案第13号上富良野町公共下水道上
富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定
の締結について提案の要旨を御説明いたします。

上富良野町公共下水道は、昭和54年に基本計画
を策定し、昭和57年から整備事業に着手し、平成

3年浄化センターの共用を開始し、順次区域を広
げ、現在は維持管理が主となっております。

現在、稼働中の3系列の処理設備のうち、第1期
長寿命化において、1系列の機械及び電気設備の更
新が完了したことから、今回、第2期長寿命化計画
において、共用開始から22年を迎える2系列の機
械及び電気設備等の更新とあわせて日の出ポンプ場
及び丘町ポンプ場の電気計装設備の改修、更新を平
成29年度及び30年度の2カ年の施工に係るもの
について上程するものであります。

当該工事は、主要設備を中心に機械、電気、建築
の設備を一体的に実施するものであり、高度な専門
性と総合調整のノウハウを必要とするため、各工程
の技術者を配置している日本下水道事業団に設計、
積算及び施工管理業務を委託するものであります。

なお、本年度当初予算において設定しています平
成29年度から30年度の債務負担行為に基づくも
のとなっております。

以下、議案を朗読し、説明に代えさせていただきます。

議案第13号上富良野町公共下水道上富良野浄化
センター他の建設工事委託に関する協定の締結につ
いて。

上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の
建設工事委託に関する協定の締結を次により締結す
るため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取
得、または処分に関する条例第2条の規定により議
会の議決を求める。

記。

1、契約の目的。

上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の
建設工事委託。

2、建設の場所。

上富良野町基線北24号983番地2。

3、契約の方法。

随意契約。

4、契約の金額。

9,590万円。

5、契約の相手方。

東京都文京区湯島二丁目31番27号。

日本下水道事業団。

代表者、理事長、辻原俊博。

6、契約締結年度。

平成29年度。

7、支払の方法。

予算の範囲内において年度資金計画による。

8、完成の期限。

平成31年3月29日。

以上で説明を終わります。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

1 1 番米沢義英君。

○1 1 番（米沢義英君） お伺いいたします。

まず、随意契約という形となっておりますが、これ説明の中でも言われておりますが、特殊な建設にかかわるものであるということで、一体的な管理、施工が求められているという形の中の説明だったかと思いますが、そうしますと地元の業者等は当然、こういったところには入れないという形になるのかなというふうに思いますが、随意契約、他の施工業者というのは、下水道事業団以外に可能性がないのかあるのかお伺いしたいと思います。

この支払い等については、工事代金の支払い等については、どういう形になるのかお伺いしておきたいと、確認しておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 1 1 番米沢議員の下水道の建設工事委託に関する協定の締結についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、この下水道事業団につきましては、設計の積算及び施工管理業務をまかなっていただきます。そして、この工事について更新の部分の工事につきましては、事業団のほうで入札等行為を行う予定をしております。ですから、内容につきましては電気関係でございますので、電気の上富良野の業者というよりも、もっと大手が入札のほうに参加される形となります。

それと、あと支払い方法につきましては、債務負担行為を行っておりますので、平成29年については、2,900万円を限度額として予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

午前10時47分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（西村昭教君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第14号から

日程第27 議案第26号

○議長（西村昭教君） 日程第15 議案第14号から日程第27 議案第26号まで一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま上程いただきました議案第14号から第26号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本年7月19日現在就任いただいております委員につきましては、任期満了を迎えますことから、新たな農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、上富良野町農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

なお、本町の農業委員会委員の定数は13名となっております。

それでは、以下、一部を省略させていただきます、議案の朗読をもって御提案申し上げます。

始めに議案第14号農業委員会委員の任命について。

上富良野町農業委員会委員に次の者を任命するので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所。

上富良野町東6線北16号。

氏名。

島田政志。

昭和32年4月29日生。

続きまして、議案第15号。

住所。

上富良野町東7線北18号。

氏名。

青地修。

昭和30年2月8日生。

続きまして、議案第16号。

住所。

上富良野町西6線北22号。

氏名。

井村昭次。
昭和28年4月14日生。
続きまして、議案第17号。
住所。
上富良野町西6線北31号。
氏名。
佐藤良二。
昭和45年1月30日生。
続きまして、議案第18号。
住所。
上富良野町西1線北28号。
氏名。
桑田俊和。
昭和29年4月16日生。
続きまして、議案第19号。
住所。
上富良野町丘町3丁目。
氏名。
三好利和。
昭和30年9月13日生。
続きまして、議案第20号。
住所。
上富良野町細野農場内。
氏名。
對馬徹。
昭和44年1月14日生。
続きまして、議案第21号。
住所。
上富良野町西11線北35号。
氏名。
長谷川裕見。
昭和30年5月27日生。
続きまして、議案第22号。
住所。
上富良野町西9線北28号。
氏名。
谷本嘉彦。
昭和31年5月1日生。
続きまして、議案第23号。
住所。
上富良野町東2線北22号。
氏名。
北村啓一。
昭和28年3月2日生。
続きまして、議案第24号。
住所。
上富良野町東7線北19号。
氏名。
岩田修。

昭和24年2月19日生。
続きまして、議案第25号。
住所。

上富良野町東3線北26号。
氏名。

井村悦丈。
昭和36年6月3日生。
続きまして、議案第26号。
住所。

上富良野町西6線北29号。
氏名。
沼沢春美。

昭和28年4月8日生。
以上であります。

ただいまの13名の経歴につきましては、添付いたしております経歴書のとおりでございますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

何とぞ御審議を賜りまして、御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
投票の準備を行いますので、暫時休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（西村昭教君） 会議を再開いたします。

議場の出入り口を閉めます。

これから日程第15 議案14号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は議長を除き13人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって1番中澤良隆君、及び2番岡本康裕君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため、申し上げます。本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記入願います。

なお、白票は反対とさせていただきます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番中澤良隆君から順番に投票をお願いします。

投票漏れはございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行いますので、中澤良隆君、及び岡本康裕君、開票の立ち会いをお願いいたします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって議案第14号農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

次、日程第16議案15号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き13人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって3番佐川典子君、及び4番長谷川徳行君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため、申し上げます。本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記入願います。

なお、白票は反対とさせていただきます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番中澤良隆君から順番に投票をお願いします。

投票漏れはございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

開票を行います。佐川典子君、及び長谷川徳行君、開票の立ち会いをお願いいたします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって議案第15号農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

日程第17議案16号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き13人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって5番今村辰義君、及び6番金子益三君を指名します。

投票用紙を配ります。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記入願います。

なお、白票は反対票として扱わせていただきます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番中澤良隆君から順番に投票をお願いします。

投票漏れはございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

開票を行います。今村辰義君、及び金子益三君、開票の立ち会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって議案第16号農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

日程第18議案17号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き13人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって7番北條隆男君、及び8番竹山正一君を指名します。

投票用紙を配ります。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記入願います。

なお、白票は反対とさせていただきます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番中澤良隆君から順番に投票をお願いします。

投票漏れはございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 投票漏れなしと認めます。

投票を以上で終わります。

開票を行います。北條隆男君、及び竹山正一君、開票の立ち会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 1 3 票、有効投票 1 3 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 1 3 票、反対 0 票。

以上のおお、賛成が多数です。

したがって議案第 1 7 号農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

日程第 1 9 議案 1 8 号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き 1 3 人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって 9 番荒生博一君、及び 1 0 番高松克年君を指名します。

投票用紙を配ります。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記入をお願いします。

なお、白票は反対とさせていただきます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番中澤良隆君から順番に投票をお願いします。

投票漏れはございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 投票漏れなしと認めます。

以上で要票を終わります。

開票を行います。荒生博一君、及び高松克年君、開票の立ち会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 1 3 票、有効投票 1 3 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 1 3 票、反対 0 票。

以上のおお、賛成が多数です。

したがって議案第 1 8 号農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

日程第 2 0 議案 1 9 号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き 1 3 人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって 1 1 番米沢義英君、及び 1 2 番中瀬実君を指名します。

投票用紙を配ります。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記入願います。

なお、白票は反対とさせていただきます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番中澤良隆君から順番に投票をお願いします。

投票漏れはございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

次に開票を行います。米沢義英君、及び中瀬実君、開票の立ち会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 1 3 票、有効投票 1 3 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 1 3 票、反対 0 票。

以上のおお、賛成が多数です。

したがって議案第 1 9 号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

日程第 2 1 議案 2 0 号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き 1 3 人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって 1 3 番村上和子君、及び 1 番中澤良隆君を指名します。

投票用紙を配ります。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記入願います。

なお、白票は反対とさせていただきます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 異常なしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番中澤良隆君から順番に投票をお願いします。

投票漏れはございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西村昭教君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。

次に開票を行います。中澤良隆君、及び村上和子君、開票の立ち会いをお願いいたします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって議案第20号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

日程第22 議案21号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は議長を除き13人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により2番岡本康裕君、及び3番佐川典子君を指名します。

投票用紙を配ります。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記入願います。

なお、白票は反対とさせていただきます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番中澤良隆君から順番に投票を願います。

投票漏れはございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

次に開票を行います。岡本康裕君、及び佐川典子君、開票の立ち会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって議案第21号農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

日程第23 議案22号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き13人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により4番長谷川徳行君、及び5番今村辰義を指名します。

投票用紙を配ります。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記入願います。

なお、白票は反対とさせていただきます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番中澤良隆君から順番に投票を願います。

投票漏れはございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

開票を行います。長谷川徳行君、及び今村辰義君、開票の立ち会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって議案第22号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

日程第24 議案23号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は議長を除き13人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって6番金子益三君、及び7番北條隆男君を指名します。

投票用紙を配ります。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記入を願います。

なお、白票は反対とさせていただきます。

投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番中澤良隆君から順次、投票を願います。

投票漏れはございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

次に開票を行います。金子益三君、及び北條隆男君、開票の立ち会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 13 票、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 13 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって議案第 2 3 号農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

日程第 2 5 議案 2 4 号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は議長を除き 13 人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって 8 番竹山正一君、及び 9 番荒生博一君を指名します。

投票用紙をお配りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記入をお願いします。

なお、白票は反対とさせていただきます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番中澤良隆君から順次、投票をお願いします。

投票漏れはございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 投票漏れなしと認めます。

投票を以上で終わります。

次に開票を行います。竹山正一君、及び荒生博一君、開票の立ち会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 13 票、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 12 票、反対 1 票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって議案第 2 4 号農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

日程第 2 6 議案 2 5 号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き 13 人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって 10 番高松克年君、11 番米沢義英君を指名します。

投票用紙を配ります。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記入をお願いします。

なお、白票は反対とさせていただきます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番中澤良隆君から順次、投票をお願いします。

投票漏れはございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。高松克年君、及び米沢義英君、開票の立ち会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 13 票、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 13 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって議案第 2 5 号農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

日程第 2 7 議案 2 6 号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は議長を除き 13 人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって 12 番中瀬実君、及び 13 番村上和子君を指名します。

投票用紙をお配りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記入をお願いいたします。

なお、白票は反対とさせていただきます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番中澤良隆君から順番に投票をお願いします。

投票漏れはございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

次に開票を行います。中瀬実君、及び村上和子君、開票の立ち会いをお願いいたします。

投票の結果を報告します。

投票総数 13 票、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 2 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

したがって議案第26号農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。
議場の出入り口を開きます。

◎日程第28 諮問第1号

○議長（西村昭教君） 日程第28 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま上程いただきました、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員といたしまして御活躍いただいております山本勉氏が、本年9月30日に2期目の任期満了を迎えることとなっております。山本勉氏におきましては、平成23年10月1日から人権擁護委員として人権擁護活動やその普及啓発活動にも積極的に取り組まれておられる方で、本年10月以降も引き続き再任をお願いいたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき、法務大臣へ推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

以下、議案を朗読させていただきます。説明をさせていただきます。

諮問第1号。

人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町東3線北23号443番地6。

氏名、山本勉。

昭和21年2月16日生。

以上でございます。

御審議を賜りまして、御了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

◎日程第29 発議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第29 発議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） ただいま上程されました、発議案第1号議員派遣についての要旨を説明いたします。

全道町村議会議長会主催によります研修会において、今後の分権時代に対応するために専門家の講師による講師の講演を受けるとともに、当町の今後の産業振興のための施策に向け、先進地事例を研修し、参考とする目的で議員を派遣することといたします。

以下、議案の朗読をもって、説明とさせていただきます。

発議案第1号議員派遣について。

上記議案を次のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年6月20日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議會議員金子益三。

賛成者、上富良野町議會議員中澤良隆、同じく佐川典子。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。

記。

1、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進地事例調査。

(1)目的。

分権時代に対応した議會議員の資質向上に資するため。

(2)派遣場所。

札幌市及び岩見沢市。

(3)期間。

平成29年7月4日から7月5日、2日間。

(4)派遣議員。

全議員、14名とする。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いた

します。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 閉会中の継続調査申し出について

○議長(西村昭教君) 日程第30 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎閉 会 宣 告

○議長(西村昭教君) これにて、平成29年第2回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後12時35分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成29年6月21日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 佐 川 典 子

署名議員 長 谷 川 徳 行